

二	昭和三年上期	九、三〇、三六一	五、二五、四二一	四三
三	昭和三年下期	九、七三、六七七	二九、六八四	〇二
四	昭和四年上期	八、九九、四九三	二七、一八三	六三
五	昭和四年下期	九、九四、九三三	九八、四〇九	七七
六	昭和五年上期	一〇、七六、九三六	七六、〇三四	七二
七	昭和五年下期	一〇、六八、五七六	七三、三六一	九
八	昭和六年上期	一〇、六三、四九三	六八、〇八四	〇九
九	昭和六年下期	一〇、八六、八九三	四三、五九八	〇六
〇	昭和七年上期	九、七五、〇一五	四六、七〇七	九
一	昭和七年下期	九、七三、七五一	五三、四三三	七〇
二	昭和八年上期	一〇、六五、〇〇〇	一、五〇、三三八	三三
三	昭和八年下期	一〇、四八、八九七	一、七四、〇八六	八八
四	昭和九年上期	七、六三、八八四	四、八六、一〇三	八三
五	昭和九年下期	七、九三、四八四	四九、五九九	八六
六	昭和十年上期	八、〇八、九〇五	二、五、四三二	七五
七	昭和十年下期	九、三〇、四三七	九三、五三三	八三
八	昭和十一年上期	一〇、〇九、三三八	九五、八八〇	八三
九	昭和十一年下期	三、六七、六四四	二、五四、四一五	八一
〇	昭和十二年上期	二八、九六、四七五	六、三三、八三三	二二
一	昭和十二年下期	四四、〇三、三六〇	一五、三六、七八五	五三

第四款 金銭債権の信託の推移

三	昭和十三年上期	六、八三、七〇〇	三、五、六〇〇、四九九	四三
三	昭和十三年下期	七、八五、四三三	八、〇〇、〇六一	三三
四	昭和十四年上期	九、一一、二七七	一四、三〇、一四五	七九
五	昭和十四年下期	一〇、三、四〇、三三三	一七、一五、九五五	四八
六	昭和十五年上期	二九、二五、八八二	九、八七、五九九	九七
七	昭和十五年下期	三三、七六、〇〇〇	四、〇〇、一三〇	七〇

金銭債権の信託は前にも述べました如く金銭債権を信託會社に移轉し、其の管理處分を爲さしむるものでありますから、之を簡単に云ひますなら取立信託とも云ふべきものであります。生命保険信託も亦廣い意味の取立信託の中に入るものと見てよいのであります。

而して信託法上訴訟行爲を爲さしむることを主たる目的とする信託は無効であると云ふことになつて居りますから、信託會社は其の引受に當りましては簡單且確實に取立を爲し得る優良な債権に限定し債権の成立又は行使に關しまして紛争の起る様な金銭債権の信託は之を引受けないのであります。所が實際上此の信託の實用性は所謂不良債権に付てこそ多いので

ありますが、前述の理由で信託會社は引受をしませんから我國に於ける此の信託の發達は微々たるものでありまして、全國信託會社の金銭債權信託に付て見ましても其の總額は昭和十五年十一月末で僅か二千一百萬圓を示すに過ぎず、信託財産總額中に占める割合も〇・六%であります。

又當會社に於きましても之が信託引受に大いに力を盡したのでありますが昭和十五年十一月に於て僅か一百八十萬圓の金銭債權の信託を有するに止り、總信託財産の〇・六%を占むるに過ぎないのであります。此の信託は債權の取立整理を目的とするものでありますから其の現存額を見るよりも之を経過的に見ますと開業以來昭和十五年十一月末迄十三年四ヶ月の間に其の受託額は一千四百八十四萬四千圓に上り其の中一千三百三萬九千圓を順調に處理して信託の目的を果し、委託者並に受益者の爲に盡して來たのであります。

金銭債權の信託の推移を表示しますと次の如くであります。

金銭債權の信託各期末現在高及増減額

期別	年度別	金額	増減額(△印ハ減)
一	昭和二年下期	二、三三〇、〇〇〇	〇
二	昭和三年上期	二、一七二、一五六	△ 一五八、八四四
三	昭和三年下期	二、二七九、一五八	〇
四	昭和四年上期	二、二五五、二二二	△ 二、〇〇〇
五	昭和四年下期	六、〇〇三、三四三	△ 三、七四八
六	昭和五年上期	五、九七六、一八三	△ 二七、一六〇
七	昭和五年下期	六、三三三、五六二	△ 三五七、三八三
八	昭和六年上期	六、四七二、一六一	△ 一三九、五九九
九	昭和六年下期	六、二八、四〇〇	△ 二八、七四〇
一〇	昭和七年上期	六、六九、八〇〇	△ 四一、四〇〇
一一	昭和七年下期	六、三〇、四九九	△ 三九、三九九
一二	昭和八年上期	五、五八、八〇〇	△ 七二、六〇〇
一三	昭和八年下期	五、四〇、五二二	△ 一八、二七八
一四	昭和九年上期	五、七〇、五二二	△ 三〇、〇〇〇
一五	昭和九年下期	五、三三、五二二	△ 三七、〇〇〇
一六	昭和十年上期	五、四三、八六六	△ 一〇、三四四
一七	昭和十年下期	一、八三、八五四	△ 三、五〇〇
一八	昭和十一年上期	一、九七、四三三	△ 一三、五八八
一九	昭和十一年下期	一、四九、〇八三	△ 一、七六八
			△ 一、七六八

期別	年 度 別	金 額	増 減 額 (△印ハ減)
一	昭和十二年下期	1,100,000	△
二	昭和十二年上期	2,174,300	△
三	昭和十三年下期	2,055,777	△
三	昭和十三年上期	2,058,125	△
三	昭和十三年下期	2,058,125	△
四	昭和十四年上期	1,977,777	△
四	昭和十四年下期	1,977,777	△
五	昭和十五年上期	1,977,777	△
五	昭和十五年下期	1,977,777	△
五	昭和十四年下期	1,804,733	△
五	昭和十五年下期	1,804,733	△

第五款 土地及其の定著物の信託の推移

元來信託制度は歐米に於ては不動産に關して發達し、不動産に關して多く利用せられたものであります。之は當時に於ける國民の私有財産の形態が不動産を主としてゐたからであります。現在に於ても不動産は我國の國富の主要なる部分を占めて居るのであります。我國信託會社の不動産信託業務は餘りにも振はない状態に在ります。之は主として不動産に關する登録税の過重なこと、手續の複雑なことに基くのであります。信託制度の創始以來日未だ淺い爲不動産信託に關する知識が一般に普及しなかつたことにも原因してゐるのであります。

試に昭和十五年十一月末の全國信託會社の總信託財産を見ますと不動産信託は僅かに五千七百二十二萬七千圓で、總額に對し一六%であるに過ぎないのであります。

當會社に於ける不動産信託は開業以來多少の消長はありましたが概ね順調に發展し、昭和十五年十一月末には五百七十三萬圓に達し、信託財産の二・一%に當つて居ります。之を全國信託會社に於ける一六%に比較し、前述の如き此の種信託引受の困難性を考へるとき、當會社が此の方面に相當力を盡したことが窺はれるのであります。

不動産信託の推移を表示しますと次の如くであります。

土地及其の定著物の信託各期末現在高及増減額

期別	年 度 別	金 額	増 減 額 (△印ハ減)
一	昭和十二年下期	40,341,600	0
二	昭和十二年上期	129,776,950	△
三	昭和十三年下期	163,423,300	△
三	昭和十三年上期	184,333,448	△
四	昭和十四年上期	184,333,448	△
四	昭和十四年下期	184,333,448	△
五	昭和十五年上期	184,333,448	△
五	昭和十五年下期	184,333,448	△

三	昭 和 十 四 年 下 期	五、七五九、三三三	△	四六、六六三	九三
三	昭 和 十 三 年 下 期	五、七五五、五二〇	△	四七、七八九	六八
三	昭 和 十 三 年 上 期	五、二九七、七六四		六三、五七五	四七
三	昭 和 十 二 年 下 期	四、九〇七、三三一		二二、四三三	七四
三	昭 和 十 二 年 上 期	四、八六六、六三三		四〇、七〇八	八四
三	昭 和 十 一 年 下 期	五、三二一、三三四	△	三九、四七七	〇〇
三	昭 和 十 一 年 上 期	五、五八、一〇〇	△	三六、八七五	七七
三	昭 和 十 年 下 期	四、六四、七二二	△	一〇、五六一	七八
三	昭 和 十 年 上 期	四、六六、一六三		三〇、四四九	七五
三	昭 和 九 年 下 期	四、九〇、六四三		七五、五九九	七四
三	昭 和 九 年 上 期	四、一六、四四四	△	一五、四一九	一三
三	昭 和 八 年 下 期	四、一五、七六二	△	三三、三三七	五三
三	昭 和 八 年 上 期	三、八二、五六六		三三、七、九五	五五
三	昭 和 七 年 下 期	二、九七、四九九		九〇、〇六八	二〇
三	昭 和 七 年 上 期	二、八六五、二四六		五三、三五一	六九
三	昭 和 六 年 下 期	二、八八、四六八		五四、六七七	五三
三	昭 和 六 年 上 期	二、七九一、二六九		一九、一九九	七三
三	昭 和 五 年 下 期	二、七五、三六三		六二、一三九	九七
三	昭 和 五 年 上 期	二、三〇、三三三		三三、七六六	一六

三	昭 和 十 五 年 上 期	五、八七六、二八	△	二八、八五五	五九
三	昭 和 十 五 年 下 期	五、七元、九二	△	一四八、一七	七〇

第四節 信託金の運用状況

第一款 總 說

信託會社の活動の源泉たる資金を構成するものは信託會社が受託機關として受入れました財産中金銭の形態を具備して居るもの即ち信託金と信託會社自體の拂込資本金、法定準備金其の他の諸積立金、繰越益金等の固有勘定に属する所謂固有資金(自己資金)であります。而して現在我國の信託會社をして銀行及保險會社と鼎立して金融界に主要なる地位を占めさせるに至つた基礎は實に此の信託金でありまして、之が信託會社活動の原動力となつてゐるのであります。

信託金は主として資金の急速な回轉を必要としない方面から吸集せられたものであり且其の資金は安全確實な保管と利殖を主眼とするものでありまして、銀行預金が動的資金と云は

れるのに對し靜的資金と稱せられるものであります。

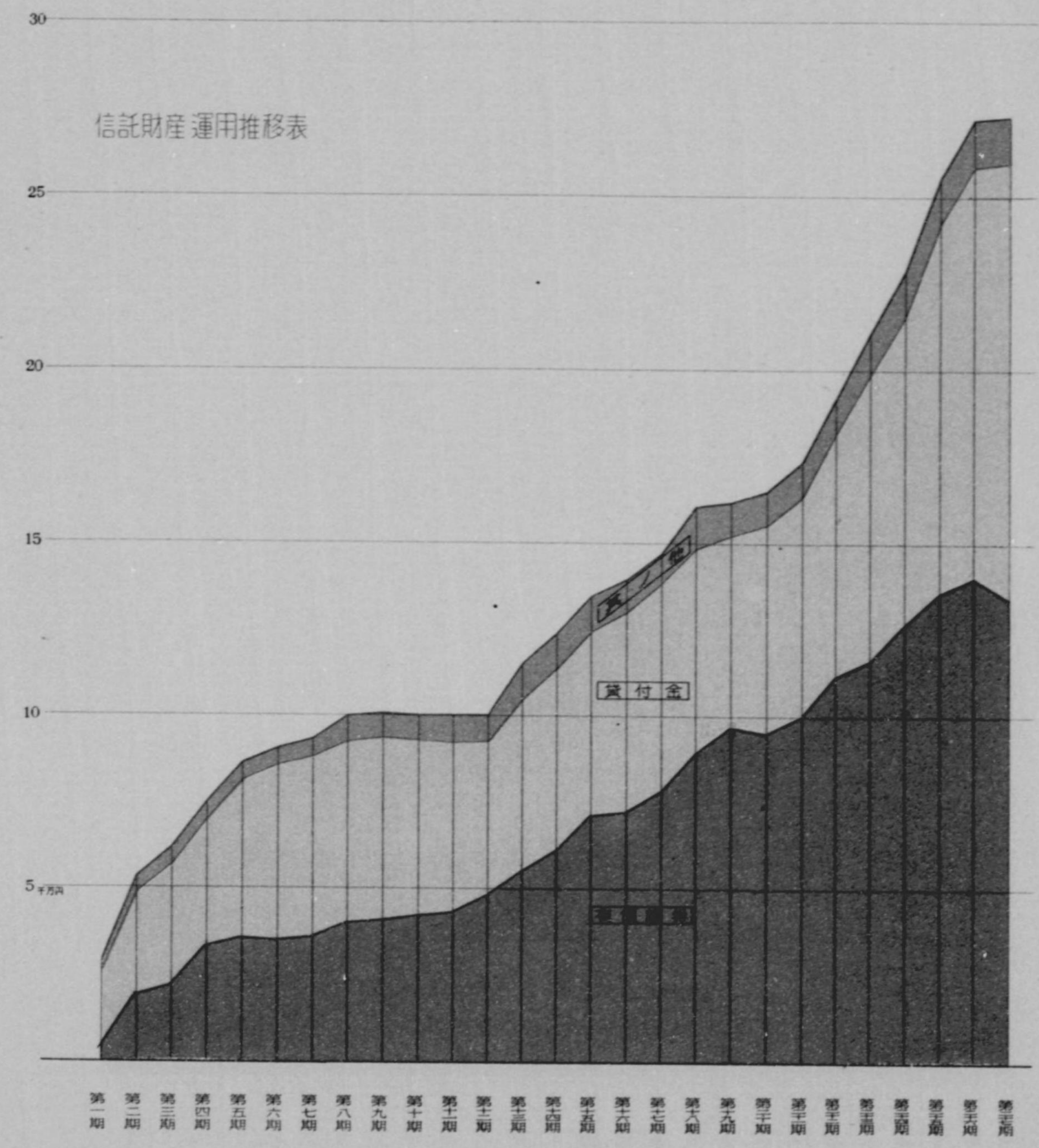
右の如き目的から信託せられた資金でありますから其の運用方法も亦此の目的に適合したものでなければなりません。此の點に付きましては信託業法に依り適當な保護と取締が爲されて居るのであります。

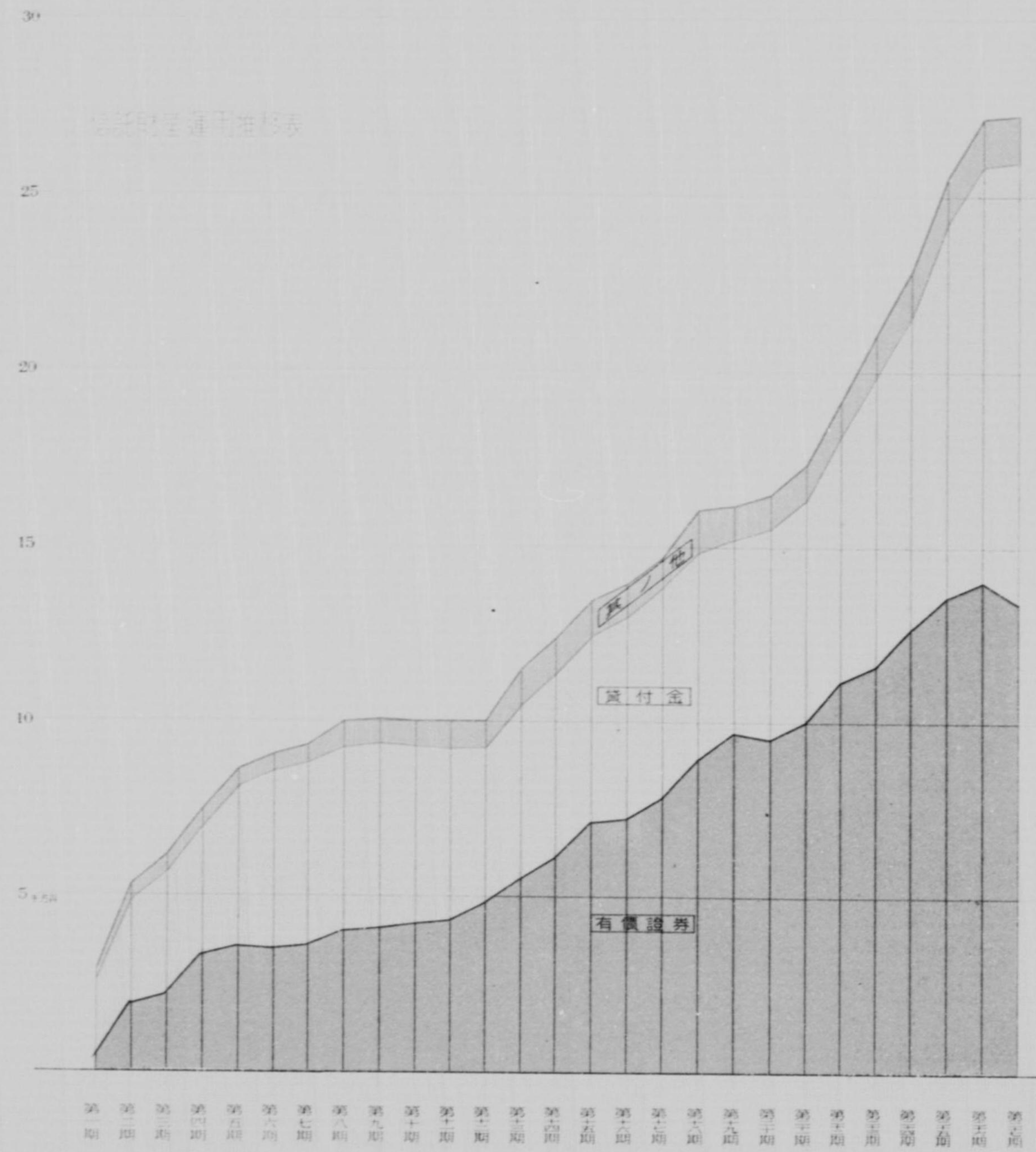
今、信託金の運用状況を述べるに先立ち信託金と銀行預金との差異、從つて其の運用上の差異に付て見ることと致します。

銀行の營業資金は信託會社に於けると同様に銀行自身の拂込資本金及諸積立金から成る所謂自己資金と各方面から吸收せられた巨額の預金とから構成せられて居りますが、銀行が此の營業資金を運用するに當りましては此の兩者を合同して銀行自身の危険負擔と計算に於て運用し、之に依つて獲得した利益中より預金者に對し約定の預金利子を支拂つて居るのであります。信託會社に於きましては其の固有資金と信託金とを合同運用すると云ふことは信託法及信託業法上不可能なことになつて居ります。

即ち信託法(第二十二條)は特定の場合裁判所の許可を得た場合(以外は原則として信託財産と

信託財産運用推移表





固有財産の混同を禁止して居るのでありますが、更に信託業法第十條は信託法が認めてゐる例外すら之を排除し唯金錢信託に付てのみ其の運用に依り取得した財産を特殊條件(註)の具備した場合に限り固有財産と爲すことを認めて居るに過ぎず、信託財産と固有財産竝に信託財産相互間の混同を禁止して居るのでありますから、信託會社が其の固有資金と信託金とを合同して運用することは到底許されないこととあります。

(註) 信託業法第十條第二項

信託會社ハ金錢信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財産ガ取引所ノ相場アルモノナルトキハ信託行爲ニ依リ受益者ニ對シ負擔スル債務ヲ履行スル爲必要ナル場合ニ限り信託行爲ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト爲スコトヲ得

之は信託其のものの法律上の精神に基くものであります。即ち資金が信託されますと其の權利自體は銀行預金の場合と同様信託會社に移りますが、信託會社は委託者の意思表示たる信託目的に従ひ之を管理處分しなければならぬものであり、斯くして取得した利益は總て受益者に歸屬することは勿論、損失を生じた場合も其の結果は皆受益者に歸することになるのであります。換言しますと信託金の運用は信託會社の名で行はれるが、其の運用の結果

は總て受益者に歸屬することになるのであります。此の點銀行預金と全然法律上の性質を異にします。即ち銀行預金は法律上消費寄託を以て律せらるべきものでありまして、預金者と銀行との間に締結せられた預金契約に依り銀行は預託金銭の所有権を取得し預金者に對しては同額の金銭を返還し且約定の利息さへ支拂へばよい譯であります。而して預託金の運用方法に付ては預金者からも何等制限を受けないのでありますから、其の運用に因る利益に付ても又損失に付ても預金者には全然關係がないのであります。

右の様な兩者の本質的差異に基きまして信託法は信託會社に對し所謂善良な管理者としての注意義務を課してゐると同時に信託財産保護の精神から前述の如く固有資金と信託金を混同することを禁じてゐるのであります。

右に述べました如く信託金は完全な管理と確實な利殖とを目的として委託者から信託された所の長期且靜的資金でありますから其の運用方法も亦此の目的に適應するものでなければならぬ譯でありまして、信託金と銀行預金との右の様な性質上の差異は又自然此等資金の運用上の差異を來さしめるのであります。而して信託金の運用方法は原則と致しまして委託

者が自由に定め得べきものであり、委託者が運用方法を特定又は指定した場合は信託會社は之に従つて其の運用をしなければならぬのであります。

此處に運用方法の特定と云ふのは前にも述べました様に信託金の運用を一定の方法例へば「某會社の新株式の買入」、「第何回第何號國債の買入」、「何市町村何番地の不動産の買入」又は「何某に對する一定條件に依る幾何の貸付」と云ふ様に具體的に運用方法を定めることでありまして従つて其の運用方法に關しましては受託者の自由意思が殆んど働く餘地がない程度に限定せられるものであります。

指定とは其の運用方法の種類、範圍等を大雜把に指示するものでありまして特定の場合とは異り特に具體的に定めると云ふ程度には至らないのものであります。例へば貸付、銀行への預入又は公債若は社債の買入とか或は廣く有價證券の買入と云ふ様に指示するものであります。

信託行爲を以て運用方法の特定も指定もないものに付ましては信託財産に屬する金銭の管理方法に關する件を定めた大正十一年十二月二十九日勅令第五百十九號に依り其の運用方法

が限定せられてゐるのであります。即ち

- 一、公債及特別の法令に依りて設立したる會社の社債の應募、引受又は買入
- 二、國債其の他前號の有價證券を擔保とする貸付
- 三、郵便貯金
- 四、貯蓄銀行及特別の法令に依りて設立したる銀行への預金
- 五、前號の銀行以外の銀行への預金

等でありまして資金運用範圍は著しく制限せられて居り固有資金の運用範圍に比較しても甚だしい相異があるのであります。斯る制限が設けられた理由は信託の目的に關する主務官廳の理想が利益の多寡よりも信託財産其のものの確保にあるからでありまして、信託制度の理想としては然るべきものでありませう。併し運用範圍が以上の如く極端に制限せられてゐる關係上極めて其の運用が窮屈であり従つて指定も特定もない信託は現在信託會社に於て餘り取扱はれてゐない實情にあるのであります。昭和十五年十一月末に於ける當會社の信託財産に付て之を其の運用方法別に分けて見ますと次表の如くになります。

當會社信託勘定資産表 (昭和十五年十一月末現在)

種類	金額	種類	金額
國債	八五、九四、二九三	公共團體及産業組合ニ對スル貸付金	九五、九五〇
外債	一、〇、六、〇〇〇	手形貸付金	三二、七五、九八七
地方債	五、八七、四一〇	證券貸付金	一八一、〇〇〇
社債	九、七四九、三九三	小計	二三四、六七、七三三
株式	四、〇七六、八三五	銀行へノ預ケ金	四九、九〇、五七九
外國債以外ノ外國證券	一、四、九〇三、七七七	貸付有價證券	一、二八七、六〇〇
小計	三三、一七〇、四三三	生命保險債權	三三、三六六
公債其ノ他有價證券	三三、一七〇、四三三	信託受益權	三〇
擔保貸付金	三八、三七六、三三三	不動産	六、九六〇、四三三
不動産擔保貸付金	三〇、六三七、五〇〇	現拂金	一七三、七九〇
財團抵當貸付金	七、三、四六、三三三	合計	五五九、一三九
債權擔保貸付金	四、七、七、六六六		
保證貸付金			二七三、七五、四九

右の如く信託金に付て委託者より運用方法を特定せられたものに付きましては勿論其の法に依り之が運用を行ふことになるのであります。他の場合に於きましては信託會社が其の全機能を發揮して之が運用に當る譯でありまして、其の方法は大體有價證券投資と貸付運

用に大別することが出来ます。

有價證券投資は國債、地方債、社債、株式の買入又は投資であり貸付は證券、不動産又は財團を擔保とする貸付及無擔保の貸付等であります。

信託會社は有價證券に投資することに依りまして信託金を有利に運用することが出来ると同時に其の換價處分が容易なる點に於て資金の安全性を保ち、他方間接に其の證券發行會社の事業其のものを援助することが出来る譯であります。而して投下資本の安全を期する爲には還元性の大なるもの即ち十分市場性のある有價證券が選擇されなければならないのであります。所謂有價證券中國債、地方債は確實性に富むものであります。利廻の點に於ては社債、株式等に比較して遜色があり、社債は確實性に於て國債に劣りますが株式と比較しますと社債権者は株主に比較して商法上多くの點に於て保護を受け、所謂利殖證券たる性質を有するものと云へるのであります。而して社債には擔保附のものとなし無擔保のものとありますが、最近發行せられる社債は殆んど擔保附社債であり然らざるものは政府保證のものが多いためあります。信託會社と致しましては此等確實なるものを選択致して居ります。右の證券に比

較しまして株式は勿論一概には云はれませんが大體利廻の點に於て優つて居ります。併し株式其のものの性質から見まして信託會社が株式に投資する場合は十分其の會社の内容、經營状態、經營者の手腕、事業の將來性、其の株式の市場性等を研究調査し確實且有利なりと認められたものに投資する方針を採つて居ります。

次に貸付運用であります。之は信託金の運用方法として最も重要なものであります。

貸付は擔保の有無に依りまして擔保附貸付と無擔保貸付とに分けられ、擔保附貸付は擔保の種類に従つて證券擔保貸付とか不動産擔保貸付と云ふ様に分けられます。

當會社に於ける擔保附貸付は其の擔保の種類に依りまして次の四種に分類せられて居るのであります。

公債其の他有價證券擔保貸付

不動産擔保貸付

財團抵當貸付

債權擔保貸付

公債、社債、株式等の有價證券を質とする貸付は銀行に於ても通常行はれて居るものでありまして、擔保たる有價證券が換價處分し易いこと従つて貸付金の還元性が大であると云ふことに此の貸付の有利性が存するのであります。併し擔保たる有價證券の良否は直接貸付に重大な影響を及ぼすのでありますから公債は其の確實性に於て問題ないとして他の有價證券を擔保として貸付ける場合は當會社が確實と認めたるものに限り之を擔保として取得致して居るのであります。

不動産擔保貸付は云ふ迄もなく土地、建物を擔保とする貸付でありまして其の形式は抵當權設定に依るものに限ります。民法上不動産質に關する規定はありますが、實際上行はれてゐるのは抵當權の設定であります。又信託會社其のものの性質から見ましても、不動産を占有して之を使用し之より収益を得る不動産質權よりも、其の占有を移さずに債權を十分擔保する目的を達することの出来る抵當權設定に依る方が便利であるからであります。

財團抵當貸付は特別法に依つて組成せられた財團即ち企業目的の爲に使用せられる機械器具等の動産や土地建物、附帶設備等の不動産其の他特許權等の財産權を一括して抵當權の目

的とした包括的な財産權に抵當權を設定して爲す所の貸付であります。即ち財團は鐵道抵當法、自動車交通事業法、工場抵當法、鑛業抵當法等の特別法に依つて夫々鐵道財團、自動車交通事業財團、工場財團、鑛業財團等が組成せられるのであります。

不動産、財團は有價證券特に株式と異り其の價格に急激な變動がない點に於て擔保としての價値が大きいのであります。反面其の性質上有價證券に比し換價性が乏しいと云ふ缺點があります。従つて不動産、財團を擔保とする貸付の適否は特に信託會社の擔保物件に對する評價鑑識力の如何に依る所が大であります。

不動産又は財團抵當貸付は所謂長期金融に屬するものでありますから、其の性質から見まして信託金の運用に適するものと云ふべきでありまして、我國信託會社の信託財産中之に投下運用せられてゐる部分が相當大きいのであります。當會社に於きましても創立以來信託會社の金融機關としての性質及其の使命に鑑み、長期事業資金の供給に依り國家的に須要なる事業の健全な發展に寄與すべく努力し財團抵當及不動産擔保貸付に力を注いで來たのであります。従つて此の貸付は逐年増加を示し金錢信託のみの運用狀況に付て見ましても、昭和十

五年十一月末に於ける貸付金七千八百六十一萬九千圓中不動産及財團抵當貸付金合計は四千五百四十五萬三千餘圓でありまして、貸付金全體の約五割八分を占めてゐる様な状態であります。

債權擔保貸付金は預金債權とか信託受益權等の債權に對し質權を設定する所謂權利質に依る貸付であります。

以上は擔保附貸付であります。此の外當會社の行つてゐる無擔保貸付は之を次の四種に分けることが出来ます。即ち

公共團體及産業組合に對する貸付

保證貸付

手形貸付

證書貸付

であります。

昭和十五年下期に於ける當會社の信託財産の状況を見ますと有價證券、貸付金、不動産、

預金及現金其の他になつて居ります。勿論之は信託財産全部に付てでありますから、右の有價證券中には當會社が受託した管理有價證券信託や運用有價證券信託の目的たる有價證券も入つて居ります。又貸付金中には委託者が第三者に對して有する貸金債權を當會社に信託した所謂金銭債權の信託の目的たる貸付金も含まれてゐる譯でありますから、之を以ては信託金其のものの正確な運用状況を見ることは出来ません。

従つて信託金が如何なる割合で運用せられてゐるか即ち前述の投資物件に如何様に化體してゐるかを比較的正確に見るには、信託勘定の資産を分析して有價證券とか貸付金に化體してゐる信託金を見出さなければなりません。信託勘定の資産中有價證券の總額及貸付有價證券の總額の合計は信託財産たる有價證券の全額を示すものであります。前述の如く此の内には受託した有價證券も入つてゐますから、右の金額から此の有價證券信託の額を控除した残額が即ち有價證券に投下せられた信託金であると云ふことが出来ます。

又貸付金に投下せられてゐる信託金は貸付金の總額から金銭債權の信託の額を差引いた残額であります。不動産に投下せられてゐる信託金に付ても同様、不動産の總額から當會社が

受託した不動産信託の目的たる不動産を差引いたものが不動産に投下せられた信託金であります。

右の方法で大體信託財産中の信託金の運用状況を見ることが出来ませんが、尙信託財産は種々の形態を採つて運用せられて居りますから正確な運用状況の表示は困難であります。

信託金は前述の如く委託者から受入れた財産中金銭の形態を採つてゐるもの(金銭の信託)でありまして、此の金銭の信託には既に述べました如く金銭信託と金銭信託以外の金銭の信託(投資金の信託)がありますが、投資金の信託は信託金中其の占むる割合も僅少であります。當社の昭和十五年下期に於ける其の状況を見ますと、金銭信託が一億四千一百四十五萬七千餘圓であるのに對し投資金の信託は百二十萬六千餘圓で信託金全體の八分餘りに過ぎない状態でありますから、此處では金銭信託に付て其の運用状況を見ることが致します。

信託金中金銭信託の運用状況

期 別	有 價 證 券	比 率	貸 付 金	比 率	其 他	比 率	合 計	比 率
昭和二年下期	七三、三〇〇 圓	四〇%	一七、七五七、六〇〇 圓	九三%	五、八七四 圓	二%	一八、九九六、五三三 圓	一〇〇%

昭和三年上期	九、三六、一四〇	二六	二五、一九、九九	七二	一、二六、一七三	三	三五、六九、八一一	一〇〇
昭和三年下期	一四、六七、四六四	三三	二八、六五三、三六四	六三	二、〇九七、四四六	五	四五、一八、三四四	一〇〇
昭和四年上期	二五、五二、三四一	四四	二九、六八三、五〇〇	五三	二、三五五、三〇九	四	五七、四五六、八〇〇	一〇〇
昭和四年下期	二六、三五、七七七	四一	二六、一三三、五九九	五五	二、三四八、八八七	四	六四、八〇〇、三三三	一〇〇
昭和五年上期	二五、七〇、〇九二	三八	二九、二九八、二二六	五八	三、一五、八八八	四	六八、一四四、〇九六	一〇〇
昭和五年下期	二六、四四、六〇九	三八	四一、七五七、七六六	五九	二、一五三、二六六	三	七〇、四七三、四八一	一〇〇
昭和六年上期	二〇、七七、一九九	四〇	四一、八六〇、六九九	五五	三、六九〇、二二八	五	七六、二七七、九六六	一〇〇
昭和六年下期	三三、〇三、五〇八	四〇	四四、八八六、八〇七	五五	三、八三〇、七九八	五	八一、四四七、一三三	一〇〇
昭和七年前期	三三、九三、四九八	四三	四一、三四〇、〇六一	五三	三、四九七、〇六七	四	七八、七七、六六六	一〇〇
昭和七年下期	三三、〇三、八八九	四四	四〇、一九〇、二二七	五二	三、七三三、五七六	五	七九、一〇六、五三三	一〇〇
昭和八年前期	三〇、八五六、九〇八	四七	三九、七八四、六六六	四九	二、八七九、七三三	四	八〇、五三三、三七七	一〇〇
昭和八年下期	四四、八四、九〇五	五〇	三九、九六、五〇四	四四	四、八五四、四一四	六	八八、四六五、八三三	一〇〇
昭和九年前期	五三、九三、六三〇	五三	四三、七〇、一四〇	四三	五、九四五、三九九	五	一〇三、八五九、二八九	一〇〇
昭和九年下期	六四、〇〇、四一〇	五五	四六、三六四、八五六	四二	四、三六六、三〇四	四	一一四、七四五、七三〇	一〇〇
昭和十年前期	六五、四四、三三一	五五	四八、四四五、三三八	四二	四、六〇八、五〇〇	四	一一八、四九五、〇九九	一〇〇
昭和十年下期	七〇、六八、九六三	五四	五三、七〇、二二六	四三	三、七九四、四五五	四	一二九、一六三、五三三	一〇〇
昭和十一年上期	七九、九〇、八一一	五六	五五、二七七、六九九	三八	六、四〇六、一五五	六	一四一、六四四、八五〇	一〇〇
昭和十一年下期	八、七七、七〇九	六一	四七、八〇、八五三	三五	四、四五九、〇六一	三	一三四、〇五七、六四四	一〇〇
昭和十二年上期	七五、六四、五四八	五八	五二、九三三、七〇五	三九	三、九〇〇、八二二	三	一二〇、八三九、〇四四	一〇〇
昭和十二年下期	六七、八四、四〇二	五六	五〇、八八九、三四五	四三	二、九九〇、九二〇	二	一一二、七九、五七七	一〇〇

昭和十三年上期	七、〇九、〇四七	六二	四、三三、二六一	三五	三、三三、〇八八	三	二四、八四三、三六	100
昭和十三年下期	六、三六、一五六	五三	五、五八、五三三	四二	五、三三、三三三	五	二四、一六六、九三	100
昭和十四年上期	六、八六、三三三	五三	五、〇五、七二三	四三	四、八二、八九四	四	二八、七三三、九九	100
昭和十四年下期	六、八五、三七	五〇	六、八九、四二四	四八	三、三六、三三三	二	二七、八〇〇、七四	100
昭和十五年上期	六、〇六、四二七	四六	七、七〇、三三四	五二	四、〇四、一九六	三	二四、八四一、八七	100
昭和十五年下期	五、二四、八七五	四四	七、六九、六八六	五六	四、六六、〇六六	三	二四、四七、七七	100

第二款 有價證券投資及貸付運用

金銭信託の運用に於きましても前掲の表に見らるる通り重要なる部分を占めて居りますのは有價證券と貸付金であります。次に此の運用構成の推移を見ることと致します。

創立第一期たる昭和二年下期に於きましては不動産擔保貸付、財團抵當貸付、手形貸付等貸付金への運用が大部分でありまして、金銭信託總額一千八百九十九萬九千圓中一千七百七十五萬七千圓を占め全體の約九割三分に當り、之に反して公社債、株式等の有價證券投資は全體の僅か三分に過ぎなかつたのであります。

併し第二期たる昭和三年上期に入つてからは有價證券への投資も漸次活潑になり前期の七

十一萬三千圓から九百三十二萬六千圓に増加して全體の二割六分を占め、貸付金の方は其の割合が低下して七割となつたのであります。

其の後多少の變動はありますが大體に於て貸付金の運用割合が減少し反對に有價證券投資の割合が増加して居ります。

即ち貸付金は昭和八年上期に於て其れ迄持續して來た五割臺の比率から四割九分となり、更に累年低下して昭和十一年下期に於ては三割五分となりました。其の反面有價證券投資は昭和八年上期に於て全體の四割七分を占めてゐたのであります。同年下期には五割となり其の後逐年増加して昭和十一年下期には六割一分を占むるに至つたのであります。

斯る傾向は常に當會社に付てのみではなく全國信託會社に共通な傾向であります。即ち昭和二年下期に於て全國信託會社の信託財産の六割六分を占めた諸貸付金は其の後減少の一途を辿り、昭和十一年下期に於きましては四割三分に低下したのであります。之に反して有價證券は昭和二年下期に於きまして全體の二割四分を占むるに過ぎなかつたものが、累年増加して昭和十一年下期には五割を超えるに至つたのであります。之は勿論信託財産全體の運用

に付てでありまして、信託財産中には受託有價證券も入つて居りますから之を差引けば有價證券投資の割合も減少することにはなりません。大體右の様な傾向になつて居るのであります。

當會社の昭和八年以上期から昭和十一年下期迄の間に於ける投資有價證券の増加は四千三百九十二萬圓であり、貸付金の増加は約八百三萬五千圓であります。而して此の間に於ける金銭信託の増加額は五千三百五十三萬六千圓でありますから此の増加額の八割二分は有價證券投資に向けられた譯であります。

斯る傾向は主として昭和七下期以來の低金利政策遂行に依る金利水準低下に因つて高利率の貸付金の低利借換が行はれたこと及非常時財政の運営に依る軍事費の膨脹に伴つて政府資金が相當撤布されたのでありますが、其の割合に新規事業資金の需要が旺盛でなかつたことや、一方證券市場に於ては巨額の國債の發行があり又地方債、社債等も低金利の波に乗り低利借換等が行はれて活況を呈したること等に原因して勢ひ有價證券の投資が増加したのであります。

併し此の傾向も昭和十二年上期以降は次第に改まり、投資有價證券が漸減して反對に諸貸付金が増加して居ります。即ち昭和十五年下期に於きましては金銭信託總額一億四千四百四十五萬七千圓中投資有價證券は其の四割一分を占め、其の額五千八百十四萬二千圓であり、諸貸付金は全體の五割五分を占め其の額七千八百六十一萬九千圓となつて居るのであります。之は同年下期に於ける全國信託財産中金銭信託に付て見ましても大體同様な傾向を示して居り、投資有價證券は其の割合三割九分、貸付金は五割八分となつて居ります。斯る傾向は支那事變下に於て而も變轉極りなき國際情勢に對應して、我國の戰時體制が愈々強化せられ所謂時局産業の生産力擴充が急がれたこと、特に機械金屬等の製造工業の資金需要が旺盛となつたことに因るものであります。

以上は金銭信託の運用狀況竝に其の推移の概略であります。次に此等の投資有價證券竝に諸貸付金に付て各其の構成狀況を見ることと致します。

先づ投資有價證券に付て見ますと次表に示す如く其の割合は大體に於て社債が最も多く、之に次いで國債が多く、次が株式と云ふ順序になつて居ります。以上の外地方債、外國債、

外國債以外の外國證券がありますが、投資有價證券中之が占むる割合は前三者に比し極めて低い状態に在ります。

國債は昭和三年下期に於て百四十萬五千圓で全體の一角に過ぎなかつたのでありますが、金銭信託の増加に伴ひ國債の買入も累期増加し、昭和七年下期には八百十五萬三千圓となり次いで昭和八年下期には此の約二倍の一千六百九萬六千圓に増加し投資有價證券總額の三割六分を占むるに至りました。昭和七年以降は所謂非常時財政の進行に伴ひ軍事費は膨脹し従つて公債の増發となり、之が消化に付ては特に金融機關が努力すべき使命を有するものでありますから、當會社に於きましても出來得る限り國債の買入に努め従つて金銭信託の運用に於ても國債の占むる割合が急激に増加して行つたのであります。昭和十五年下期には二千一百三十八萬二千八百圓となり、投資有價證券總額五千八百四十四萬二千圓に對し約三割七分を占めて居ります。而して一方低金利政策の實施に伴ひ公債に付ても昭和八年九月以降に於ては四分利公債の新規發行や五分利公債の低利借換等が行はれ又各種事業に於ても低金利の波に乗り社債の發行が旺盛となりましたので、國債の買入に並行して社債の買入も増加し、昭

和三年下期に於て一千一百六十二萬三千圓であつたのが昭和十年下期には五千二百四十九萬九千圓に増加し、投資有價證券總額の七割三分を占むるに至つたのであります。尤も昭和十二年以降は減少の傾向となり後に見る如く財團抵當及不動産擔保貸付等の長期資金の貸付が増加して有價證券投資の割合が減少し、社債は昭和十五年下期には二千二百三十五萬五千圓となりましたが、投資有價證券總額に於て占むる割合は三割八分で國債と共に投資有價證券中重要部分を構成して居るのであります。尙株式に付て見ますと時局産業の飛躍的發展に伴ひ之に對する投資も昭和十一年以降著しく増加し、昭和十五年下期に於ては七百九十三萬三千圓になりましたが、投資有價證券全體から見ますと其の約一割三分程度に過ぎません。其の外地方債、外國債等がありますが其の占むる割合は低く昭和十五年下期に於ける地方債は二百二十八萬八千圓、外國債は九十二萬九千圓で之は滿洲國債が主なものであります。尙昭和十五年下期に於ては外國債以外の外國證券が三百三十萬九千圓になつてゐますが之は滿洲國關係の社債、株式が其の大部分であります。

投資有價証券の構成状況

年 別	國 債	外 國 債	地 方 債	社 債	株 式	外國債以外ノ 外國証券	合 計
昭和二年下期	0	0	0	七三三	0	0	七三三
昭和三年下期	一、四〇五	0	九七三	一一、六三三	三六六	0	一四、三六七
昭和四年下期	九三	0	一、四八一	三三、八四九	九〇三	0	二六、三六六
昭和五年下期	三、三五三	0	一、八七四	二〇、八九四	五三五	0	二六、五四五
昭和六年下期	五、一九八	0	二、七八六	二四、〇八七	六三二	0	三三、七〇三
昭和七年下期	八、一五五	0	二、六四一	三三、五五八	八五〇	0	三五、二〇三
昭和八年下期	一六、〇九六	0	四、九三三	三三、七四一	四一五	0	四四、八二五
昭和九年下期	一七、三三二	0	四、九三三	四三、二六七	一一五	0	六四、〇〇四
昭和十年下期	一四、七三九	0	三、五三三	五三、四九九	二九九	0	七〇、六五九
昭和十一年下期	三、八四四	0	六、四九五	五〇、九二二	一、二三八	0	八二、七七七
昭和十二年下期	三、三九七	0	五、七三二	三五、八一九	三、六三三	0	六七、八四九
昭和十三年下期	二、〇六〇	六六六	四、八九七	三四、二四八	四、九一五	五〇〇	六八、三〇六
昭和十四年下期	二、八三五	九九五	四、五三〇	三三、三八五	五、六一七	二、三四三	六八、五八五
昭和十五年下期	二、三三八	九三九	二、三八八	三三、三五五	七、九三三	三、三〇九	六六、一四二

次に貸付金の構成状況を見ますと次表に示す如く大體に於て不動産擔保及財團抵當の貸付金が其の大半を占め、手形貸付金、有價証券擔保貸付金が之に次いで居ります。

昭和二年下期に於て不動産擔保貸付金は貸付金全體の一割三分を占め、財團抵當貸付金は約一割五分を占めて居るに過ぎなかつたのでありますが、當會社は信託會社が所謂長期資金の金融機關たる性質に鑑み此の方面への資金運用に力を注いだ結果此等貸付金は逐年増加し、昭和五年下期に於ては不動産擔保貸付金は一千三百九十九萬五千圓となり貸付金全體の三分を占め、財團抵當貸付金も増加の傾向を示しました。昭和十五年下期に於ては不動産擔保貸付金は二千六百八十二萬六千圓、財團抵當貸付金は一千八百六十二萬七千圓となり前者は貸付金全體の約三割四分、後者は二割四分を占めるに至つたのでありまして、此の兩者を合しますと貸付金全體の五割八分を占むることになります。

不動産擔保及財團抵當貸付金に次いで貸付金の主要部分を成してゐるものは手形貸付金と有價証券擔保貸付金であります。

手形貸付金は昭和二年下期に於て五百一萬六千圓で貸付金全體の二割八分を占め不動産及財團抵當貸付金を遙かに凌いでゐたのでありますが、之は創立後日尙淺く又長期資金の供給が未だ活潑でなかつたときであつたからであります。

其の後も昭和八年下期迄増加の傾向に在りましたが、同期に於ける貸付金中占むる割合四割二分を最高と致しまして不動産及財團抵當貸付金の増加に反比例して昭和九年下期以降は累期低下し、昭和十五年下期に於ては其の額一千五百四十七萬八千圓、其の割合約二割となつたのであります。

有價證券擔保貸付金は大體に於て期を遂ふて増加しては居りますが急激な増加はなく、貸付金中其の構成割合は長期資金への運用増加に伴つて低下し昭和十五年下期に於ては其の額は一千三百六十三萬八千圓、其の構成割合は一割七分程度となつて居ります。

以上の外保證貸付金、證書貸付金、債權擔保貸付金、公共團體及産業組合に對する貸付金等があります。貸付金中其の占むる割合も少く特に注目すべき變化はありません。

概略右の様な状態であります。

貸付金の構成状況

年 別	貸付金	不動産擔保貸付金	財團抵當貸付金	債權擔保貸付金	公共團體及産業組合に對する貸付金	保證貸付金	手形貸付金	證書貸付金	合 計
昭和二年下期	七、三三七	二、三九九	二、六〇〇	〇	一〇	五、六六	五、〇六	〇	七、三五八

昭和三年下期	三、八六八	九、八九三	四、八〇〇	〇	一〇	九七	八、九七	〇	二、八五三
昭和四年下期	三、五一	一三、〇二	四、八三九	〇	二、三三	七五〇	一一、八九三	〇	三、六三三
昭和五年下期	四、五七	一三、九九五	四、六四	〇	三、五七	三〇五	一四、〇五五	七〇	四、七三五
昭和六年下期	七、二九八	一三、三三三	四、七三	〇	三、四五五	五五	一五、二九八	六七	四、八八六
昭和七年下期	三、七六五	一三、七四四	四、七〇	〇	二、七二四	五五	一五、七三一	四五	四、〇九〇
昭和八年下期	四、八三四	一三、二一七	二、二一五	〇	二、八五八	五五	一六、三六三	四五	三、八七九
昭和九年下期	一一、九九〇	九、一五五	四、九三三	〇	二、六四六	五〇	一五、七三〇	三三	四、六三六
昭和十年下期	一八、四五〇	一〇、八九九	五、六九八	〇	一、七二八	一〇	一三、四六七	一九	五、四七〇
昭和十一年下期	一一、九〇八	一五、九九九	五、一〇三	〇	四二	五、一〇〇	七、五七八	五八	四、七八〇
昭和十二年下期	八、六六四	一八、〇〇三	四、七四九	〇	三三八	五、二五〇	一一、七九〇	五五	五、〇八九
昭和十三年下期	一〇、七三七	一八、八九七	八、〇七六	〇	四三三	八四三	一一、四六六	五五	五、五五八
昭和十四年下期	七、一六五	二二、一三三	一〇、四七四	〇	一五五	三、三三〇	一八、九九八	一、三三	六、五八九
昭和十五年下期	一三、六三八	二六、八二六	一八、六七七	〇	一五	一、七八六	一五、四七八	七二	七、八二九

第六章 業 績

第一節 固有資金の運用状況

信託會社の活動の源泉たる資金を構成するものは信託會社が受託機關として受入れた信託金と信託會社自體の拂込資本金、法定準備金其の他の諸積立金等の所謂固有資金であります。而して信託會社は受託致しました信託金を資金供給機關として産業界や商業界等へ放出して之が運用を爲す外、此の固有資金の一部をも運用してゐるのであります。併し信託會社の活動の主要原動力となるものは云ふ迄もなく信託金であります。

固有資金が如何様に運用せられて居るかを見ますと、第一に信託會社が其の業務を遂行する上に必要不可欠な土地、建物、什器等の諸設備に投下せられて居るのであります。而して諸設備に投下せられた以外の固有資金は必ずしも貨幣の形態で保有せられる必要はないのでありますから、現

金及預ケ金の形で保有せられる部分を除いて大部分は運用利殖の爲貸付又は有價證券投資等の方法で活用せられ、信託會社の収益を増加せしむる補助的源泉となつて居るのであります。併し拂込資本金、諸積立金等より成る信託會社の固有資金は一面に於て受益者を始め會社債權者に對する一種の保證金の役割を持つものでありますから、収益を高めると云ふ目的の爲に此等固有資金を投機的若は不確實な目的物に投下運用されることは許さる可きではありません。従つて之を單に會社當務者の有利とする方面への運用にのみ放任せず、信託業法は此の資金の運用方法を次の範圍に制限し之を監督してゐる次第であります。(信託業法第十一條)

- 一、公債、社債又は株式の應募引受又は買入
- 二、公債其の他前號に掲ぐる有價證券を質とする貸付
- 三、動産の買入又は動産を擔保とする貸付(但し大藏大臣の認可を要する)
- 四、不動産の買入(但し其の買入價格の總額は拂込資本金及準備金の三分の一以下なることを要する)

- 五、不動産又は法令に依りて設定したる財團を抵當とする貸付
- 六、公共團體又は産業組合に對する貸付
- 七、銀行への預け金又は郵便貯金
- 八、銀行又は信託會社の引受ある手形の買入

以上の通りであります。此の運用方法の中第三に「動産の買入又は動産を擔保とする貸付」に付ては、之を行ふには其の動産の種類を定め理由書を附し大藏大臣の認可を得なければならぬと云ふ制限がありますので、實際上我國の信託會社にして固有資金を斯る方面に運用してゐるものは皆無であります。動産の買入は若し之を無制限に許すとすれば投機に流れ易く又動産を擔保とする貸付は危険を伴ひ易いと云ふ理由から制限せられてゐる譯であります。又第四に運用方法として「不動産の買入」が規定されて居りますが、之に付ても亦其の性質上不動産投資が投機的になり易いこと及資金の固定化を來す弊害があると云ふ理由から制限が加へられ、其の買入價格の總額は信託會社の拂込資本金及準備金の三分の一以下なることを要することになつて居ります。従つて我國信託會社の固有資金運用中之が占むる割合は極め

て小さく昭和十五年下期に於ては固有資金全體の一五%程度に過ぎない状態であります。
 以上の理由から我國信託會社の固有資金は主として貸付金及有價證券投資に集中せられて
 ゐると云ふことが出来ます。

今此處に昭和二年下期及昭和十五年下期に於ける全國信託會社の固有資金運用状況を見ま
 すと次の通りであります。

種 類	昭和二年		昭和十五年	
	(十一月末現在)	(十一月末現在)	(十一月末現在)	(十一月末現在)
營業用土地建物什器	四、三三六	一〇、七六八	二五、〇〇〇	六、〇〇〇
有價證券	四八、三六八	一〇三、六三三	二四、二二五	一〇、〇〇〇
外國債	二四、三三四	五三、四一六	五、七五〇	二
地方債	〇	三、四〇	五、三〇〇	二、三四〇
地債	四、八四八	三、九三二	三、〇九五	〇
社債	一六、七九一	九、三〇六	一六、三三三	七、五九五
株式	一一、四〇五	三六、〇六五	九、一五二	三、七〇〇
諸貸付金	四七、三七五	四九、八八三	一、七八〇	二、〇六五
有價證券擔保貸付金	一一、一〇〇	三、七三〇	三、五八八	一八、〇三三
種 類	昭和二年		昭和十五年	
	(十一月末現在)		(十一月末現在)	
不動産抵當貸付金	三三、七三〇		二八、六四八	
財團抵當貸付金	三、七三〇		一、〇〇〇	
其ノ他ノ貸付金	一、五三三		一、〇〇〇	
所有不動産	三、四〇		二、〇〇〇	
貸付有價證券	三、九三二		三、〇九五	
保證債務見返リ	九、三〇六		一六、三三三	
現金及預ケ金	三六、〇六五		九、一五二	
其ノ他	四九、八八三		一、七八〇	
合 計	三三、七三〇		二八、六四八	

昭和十五年下期に於ける運用状況を見ますと、固有資金運用中の首位は有價證券投資であ
 りまして其の額一億二百十六萬圓で全體の五割四分を占め、次が貸付運用で四千九百八十三
 萬圓、其の割合二割六分、第三位は現金及預金で一千三百四十七萬圓其の割合八分と云ふ順
 序であります。

而して此の投資有價證券は國債が壓倒的に多く有價證券中五割一分を占め約五千二百四十
 一萬圓、次が株式で三割五分を占め約三千六百八萬圓、社債、地方債が之に次いで居ります。
 諸貸付金に於ては有價證券擔保貸付金が其の六割七分を占め其の額三千三百七十三萬圓で
 他は財團抵當貸付金、不動産抵當貸付金であります。

次に當會社創立以來昭和十五年下期に至る迄の固有資金運用状況の推移を見るに先立ちま
 して、先づ昭和二年末現在の運用状況と昭和十五年末現在の運用状況を掲げて比較して見る
 ことと致します。

固有資金の運用状況

種別	昭和二年十一月末現在		昭和十五年十一月末現在	
	金額	割合	金額	割合
營業用土地建物什器	1,130	0.13%	1,976	0.18%
有價證券	3,433	0.45%	5,996	0.54%
外國債	0	0	0	0
地方債	53	0.00%	50	0.00%
社債	1,266	0.16%	1,756	0.16%
株式	647	0.08%	1,833	0.17%
諸貸付金	3,733	0.47%	5,634	0.51%
有價證券擔保貸付金	1,277	0.16%	2,333	0.21%
不動産抵當貸付金	46	0.00%	1,76	0.02%
財團抵當貸付金	2,000	0.26%	1,055	0.10%
其ノ他ノ貸付金	0	0	0	0
所有不動産	0	0	16	0.00%
保證債務見返リ	75	0.00%	292	0.03%
現金及預ケ金	398	0.05%	1,413	0.13%
其他	11	0.00%	79	0.00%
合計	7,733	100.0%	11,753	100.0%

當會社の昭和二年十一月末に於ける状況を見ますと諸貸付金が固有資金運用の首位を占め其の額三百七十一萬三千圓であり、有價證券投資が之に次ぎ其の額三百四十五萬二千圓であります。昭和十五年十一月末に至りましては有價證券投資が其の首位を占め其の總額約六百萬圓で全體の約三割九分となつたのであります。併し貸付金も之に次いで全體の三割六分を占め其の額は約五百六十萬圓でありまして依然として固有資金運用の主要部分を成してゐるのであります。第三位は昭和二年に於きましても亦昭和十五年に於きましても同様營業用土地建物什器であります。昭和十五年十一月に於きましては著しく膨脹を來しまして約二百萬圓に増加して居るのであります。之は當會社の業績發展に伴ふ營業所規模の擴充を示すものであります。特に昭和十三年に於きましては本社社屋が新築せられ又十五年には福岡支店の新築が行はれたことに因るのであります。

昭和十五年十一月末に於ける投資有價證券の内譯を見ますと國債が最も多く其の額約二百七萬圓で之を昭和二年十一月末に比較致しますと約二倍の増加となつて居るのであります。

株式及社債も略國債に近い金額でありまして投資有價證券中三者殆んど同程度の割合を示してゐる状態であります。

又貸付金に於きましては有價證券擔保貸付金が二百二十二萬圓で首位を占めて居りますが、不動産抵當貸付金及財團抵當貸付金も夫々約百七十萬圓となつて貸付金中其の重要部分を成して居ります。

次に創業以來の固有資金の推移を見ますと全體としては次に示す固有勘定資産表の如く順調に推移致して居りますが、其の内著しい變化のあつた點に付て若干説明を加へることと致します。

即ち投資有價證券中地方債は昭和八年下期に飛躍的增加を示し百九萬一千圓となり九年上期には百二十八萬六千圓となつて居りますが、當時は地方債の發行が多く加ふるに其の借替も非常に旺盛でありましたので此の影響を受けて當會社の地方債への投資も急激に増加したのであります。其の後次第に減じ昭和十五年十一月末には其の額は僅か三十六萬圓となるに至りました。社債は當會社の資金運用上最も特徴ある投資對象でありまして、殊に擔保附

社債信託に付きましては當會社自ら其の引受會社となる等大いに努力致しました結果、社債に對する當會社の投資も活潑な推移を示したのであります。而して固有資金の社債に對する運用は昭和七年下期が最高でありまして其の額四百八十三萬圓に達し投資有價證券の七割八分を占めたのであります。併し之も以後次第に減少して昭和十五年下期に於ては百七十五萬八千圓となるに至りました。

之と反對に株式に對する投資は株式界の活況に伴つて次第に増勢を示し、昭和九年下期迄は數年間全然無かつたものが漸次増加し昭和十一年上期には八十八萬七千圓となり、昭和十二年下期には二百五十三萬五千圓と最高を示すに至りました。此の株式投資も總て我國に於ける一流會社の株式への投資であることは勿論であります。其の後は大した増加がなく寧ろ減少の傾向となり昭和十五年下期には百八十萬三千圓となつて居ります。

貸付金に付きましては之を擔保別に見ますと昭和二年下期から昭和八年上期迄は不動産擔保貸付金が少く、財團抵當貸付金が多く昭和八年下期以降は反對となつてゐるのであります。貸付金全體と致しましては大體に於て著しい變化もなく推移して來たのであります。

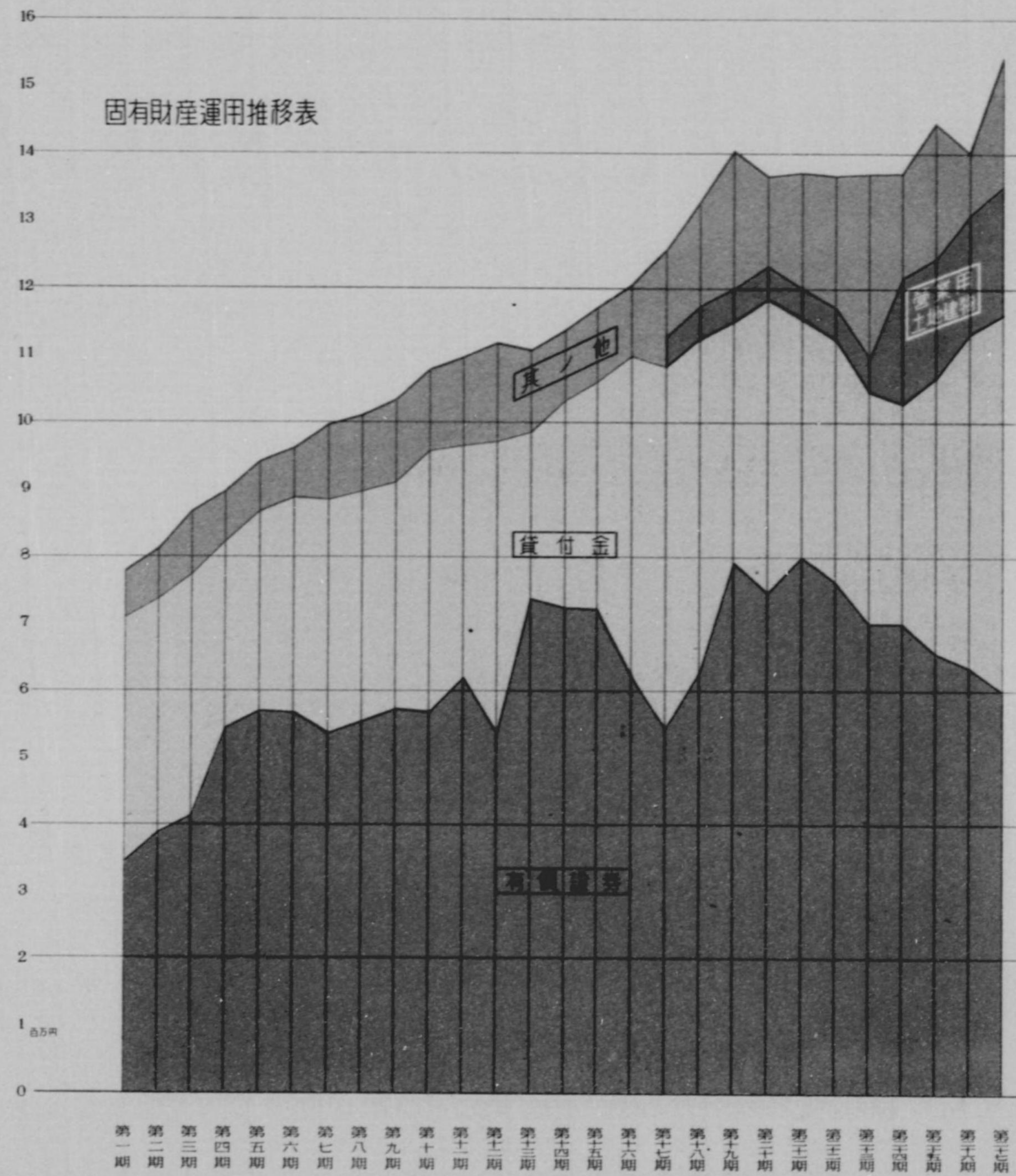
營業用土地建物什器は昭和十年下期から資金運用の一部を占め昭和十五年下期には百九十七萬六千圓に急膨脹致したのであります。之は前述致しました如く當會社の社屋は創立當初より之を借りて營業致して參つたのであります。業務の發展に伴ひ社屋の狹隘を感ずるに至りましたので昭和十年頃より準備に取り掛り、同十二年春建築に着手し十三年秋に新社屋の完成を見た次第でありまして之に因つて急膨脹を來したのであります。

其の他手許資金としての現金及預ケ金が昭和二年下期には資金全體の五%を占むるに過ぎなかつたものが漸次増加して昭和十五年下期には九%を占むるに至つて居ります。之は業務の發展につれて相當多額の準備を必要とするに至つたからであります。

以上に於て概略固有資金の運用の推移を述べたのであります。要するに當會社は固有資金が各種信託の受益者其他會社債権者に對する重要な保證金たる性質を持つものであることを充分に自覺し、資金の運用に當りましては専ら堅實を旨とし次表に見る如く資金を各方面に分割して運用し危険の分散に努め適正なる運用を圖つて來た次第であります。

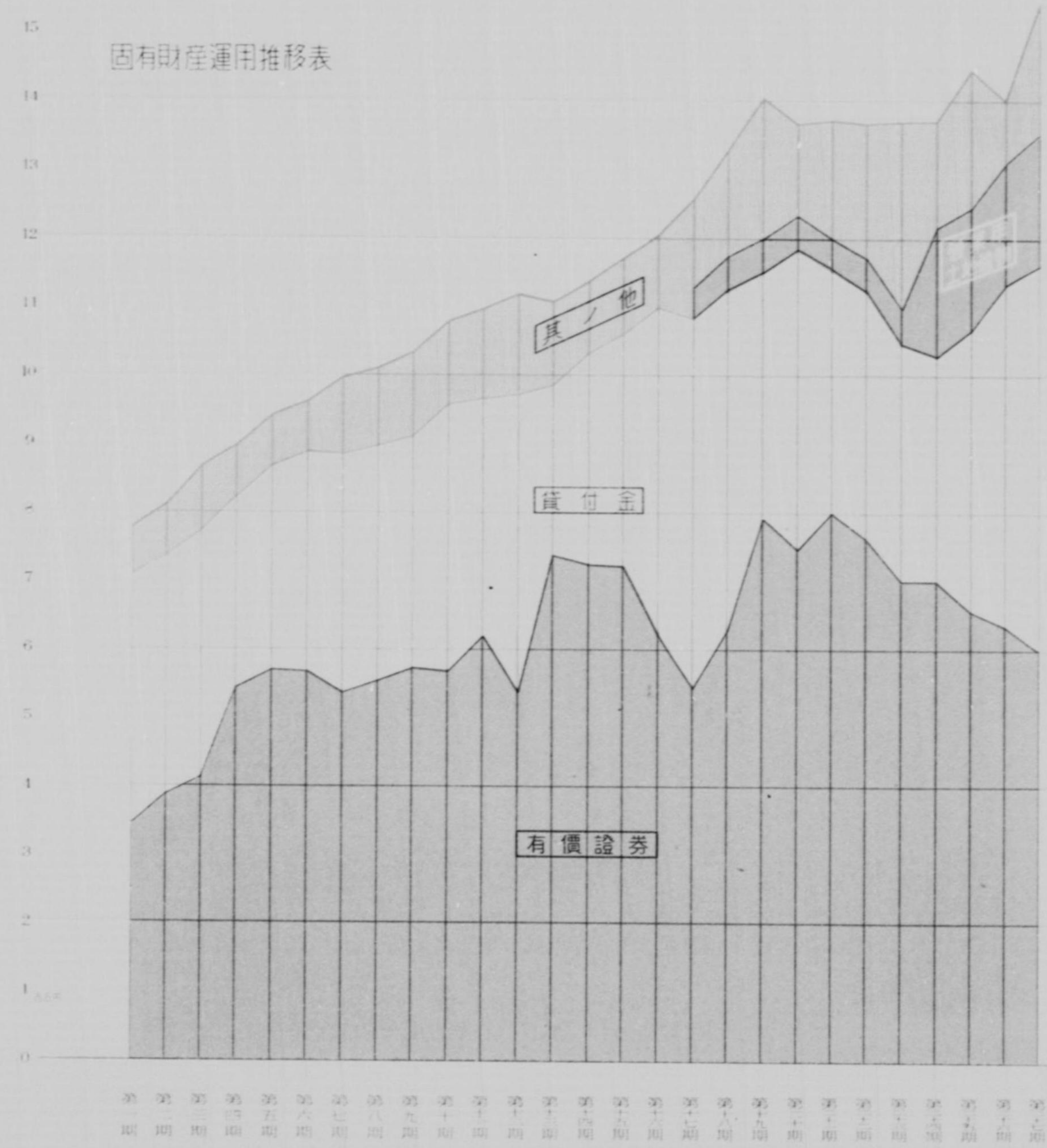
固有勘定資産表

固有財産運用推移表



16

固有財産運用推移表



期別	有價証券				貸付金			所有不動產	營業用土地建物	保費見返	現金及預金	其他	合計
	國債	地方債	社債	株式	小計	當座貸付	貸付金						
昭和二年下	1,107	503	1,286	647	3,443	1,277	2,166	0	0	75	3,988	11	7,762
昭和三年上	1,044	499	1,335	991	3,869	1,074	2,795	0	13	163	3,971	7	8,108
昭和三年下	1,993	299	891	999	4,182	1,191	3,091	0	0	404	3,495	23	8,666
昭和四年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和四年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和五年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和五年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和六年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和六年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和七年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和七年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和八年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和八年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和九年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和九年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和十年上	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和十年下	1,294	299	2,995	599	5,187	452	4,735	0	0	409	5,144	39	8,951
昭和十一年上	2,093	844	2,455	887	6,279	1,762	4,517	0	486	136	4,839	3	11,567

昭和十一年下	二、一八八	六、四六	三、七五三	一、四〇五	七、九四二	九、五〇〇	二、一六七	四、四〇〇	三、五五七	〇	四、九八	一、三〇〇	七、八	一、三三	二、四、〇三八
昭和十二年上	一、七二一	六、四二	三、一八七	一、九三四	七、七三三	一、七〇九	二、四〇九	三、二五	四、四三	〇	四、九八	六、〇三	六、二	四、五	一、三、六五三
昭和十二年下	一、七二一	七、〇九	三、一三七	二、五三五	八、〇九二	九、二七	三、二四九	三、二五	三、五五一	〇	四、九七	六、二二	五、七五	三、八八	一、三、七三五
昭和十三年上	一、六九七	六、三三	二、九八六	二、三三二	七、六五六	八、三一	二、四八九	二、二五	三、五五	〇	四、九七	四、三三	八、七五	六、八八	一、三、六四四
昭和十三年下	一、六九七	六、三三	二、三三一	二、三九七	七、〇三三	一、五〇	一、七六六	三、七四	三、七〇	〇	四、九七	四、五二	一、〇一八	一、二三五	一、三、六四四
昭和十四年上	一、六九七	六、一〇	二、四七七	二、二四八	七、〇〇三	一、五五六	一、四五四	二、九六	三、二六六	〇	四、八五	四、〇〇	一、三〇六	一、三三五	一、三、七三五
昭和十四年下	一、六九七	五、六一	二、五三三	一、八三三	六、四三三	一、八〇五	一、二〇五	一、〇九三	四、〇三	〇	四、八五	四、〇五	一、五七七	一、三、七三五	一、三、七三五
昭和十五年上	二、〇七七	五、六〇	一、八八三	二、一三三	六、六三三	二、二九	一、〇九九	一、七〇	四、九六八	〇	一、七五	三、三九	五、六四	九	一、四、〇一八
昭和十五年下	二、〇七七	五、六〇	一、七五六	一、八〇三	五、九八八	二、二三三	一、七六六	一、七五	六、五三四	一、六	一、九七六	二、九三	一、四二二	七、九	一、六、三〇七

第二節 資本(株主資本及外部負債)の構成状況

當會社の固有勘定に屬する資産の状況即ち資産構成に付きましては前節で述べました固有資産の運用状況に依り大體明かであると思ひますから此處では固有勘定に屬する負債の構成即ち當會社の株主資本及外部負債の構成状況を見ることに致します。

當會社の固有勘定に於ける負債は大部分が株主資本に屬するものでありまして、外部負債

は極く僅かに過ぎないのであります。之は金融機關が他の事業會社と非常に異なる點でありまして、金融會社の運用する資金は其の殆んど大部分が銀行に在つては預金、信託會社に在つては金錢の信託として一般から吸收せられたものに依つて構成せられるからであります。

昭和十五年十一月末現在の資本總額は千五百四十一萬四千圓で内拂込資本金、諸積立金其の他株主資本に屬するものは一千三百二十二萬圓に達して居り、外部負債は全體で二百十九萬圓に過ぎないのであります。

當會社の資本金は創立以來三千萬圓であり、拂込資本金も創立當初から現在に至る迄七百五十萬圓であります。又諸積立金及後期繰越金は每期順調な増加を示しました。而して前述しました如く當會社は創立以來信託業の性質が絶大な信任を基礎とすることに鑑み、専ら堅實を旨として經營を行ひ利益金は其の大部分を内部留保に向け、資産内容の強化に努めて來たのであります。即ち創立後五期間は株主配當を爲さず利益金は擧げて之を積立金及繰越金として留保し、第六期に至つて社礎も愈々強固となりましたので初めて年五分の配當を行つた次第であります。昭和十五年下期に於ける諸積立金は合計四百五十六萬圓となり、後期繰

越金百二十六萬圓を合算すれば實に五百八十二萬圓に達し之を拂込資本金七百五十萬圓に比較致しますと其の七割七分に當るのであります。創立以來十三年間斯の如き多額の内部留保を爲し得たることは如何に其の經營が堅實なるかを示すものであります。

資本構成状況推移表

期 別	株 主 資 本			外 部 負 債		總 計
	拂込資本金	諸積立金	利益金	保証債務	税金引當金	
昭和二年下期	七、五〇〇	〇	一、三四〇	七、五〇〇	〇	七、五〇〇
昭和三年上期	七、五〇〇	〇	三、四〇〇	一、六一二	〇	八、〇九五
昭和三年下期	七、五〇〇	〇	四、四〇〇	四、四〇〇	〇	八、六七一
昭和四年上期	七、五〇〇	〇	五、四〇〇	四、二九	〇	八、九五五
昭和四年下期	七、五〇〇	〇	六、三三	四、六六	〇	九、四〇六
昭和五年上期	七、五〇〇	〇	七、〇〇	四、六七	〇	九、〇〇四
昭和五年下期	七、五〇〇	〇	七、九四	五、九六	〇	九、八七六
昭和六年上期	七、五〇〇	〇	八、八三	六、九三	〇	一〇、一〇〇
昭和六年下期	七、五〇〇	〇	一、〇〇	一、〇〇	〇	一〇、五〇〇
昭和七年上期	七、五〇〇	〇	九、三三	一、〇四三	〇	一〇、七七四
昭和七年下期	七、五〇〇	〇	九、五九	一、〇三三	〇	一〇、九六六
昭和八年上期	七、五〇〇	〇	一〇、六六	一、〇四六	〇	一一、六七一

第三節 收入、支出及利益處分状況

期 別	收入	支出	利益	利益金處分	利益金處分後
昭和八年下期	七、五〇〇	一、八四六	一、八六六	六、五三	一一、〇六六
昭和九年上期	七、五〇〇	一、八〇六	一、三三七	五、九二	一一、〇六六
昭和九年下期	七、五〇〇	二、〇六六	一、四〇〇	六、二三	一一、〇六六
昭和十年上期	七、五〇〇	二、三三五	一、五二六	五、六三	一一、〇六六
昭和十年下期	七、五〇〇	二、五八五	一、六〇五	五、七七	一一、〇六六
昭和十一年上期	七、五〇〇	二、八四三	一、六七六	五、三六	一一、〇六六
昭和十一年下期	七、五〇〇	三、〇九〇	一、七五八	五、〇〇	一一、〇六六
昭和十二年上期	七、五〇〇	三、三三〇	一、八五三	四、六三	一一、〇六六
昭和十二年下期	七、五〇〇	三、六〇〇	一、七〇〇	四、二二	一一、〇六六
昭和十三年上期	七、五〇〇	三、七六三	一、六八	三、九六	一一、〇六六
昭和十三年下期	七、五〇〇	三、九一一	一、六〇〇	三、八一	一一、〇六六
昭和十四年上期	七、五〇〇	四、〇七六	一、五八四	三、三三	一一、〇六六
昭和十四年下期	七、五〇〇	四、三三六	一、五五九	三、〇〇	一一、〇六六
昭和十五年上期	七、五〇〇	四、五九五	一、五九六	二、五九	一一、〇六六
昭和十五年下期	七、五〇〇	四、八六〇	一、七三	二、九二	一一、〇六六

次に當會社の各事業年度に於ける收入及支出の状況並に利益金處分の状況に付いて以下簡

單に其の推移の跡を辿つて見ることに致します。元來信託會社の収入の財源となるべきものを其の性質に依つて大別致しますと左の如くになります。

- 一、信託報酬
- 二、擔保附社債信託料
- 三、債務保證料
- 四、諸手数料
- 五、國債、社債等有價證券利息
- 六、諸貸付金利息
- 七、預ケ金其の他の利息
- 八、雜收入、諸賣買益其の他

以上の様に大別することが出来るのでありますが、此の内信託會社の収入の根幹を成すものは信託報酬であります。

既に述べました様に信託の性質は他人の計算に於て信託財産を運用利殖致しまして之に對

し一定の割合契約に定められた範圍内に於てに依る報酬を取得するのでありますから、信託會社に於ける収入の根幹を成すものは信託報酬でありまして、信託報酬の源泉となるべき各種信託財産の消長は即ち信託會社の業績の消長であると云ふことが出来ます。

信託報酬は信託財産の運用に因つて取得した収入でありますが信託報酬以外の他の収入中諸利息、諸賣買益は總て固有財産を信託會社が運用した結果得た収入であります。勿論此の収入に付ても資金運用の巧拙に因つて収入の状態に相當の影響を及ぼしますが、信託會社の固有財産は比較的小額でありますから信託報酬の増減が其の収入に及ぼす影響と比較しますと遙かに少いのであります。

次に擔保附社債信託料、債務保證料、諸手数料等は擔保附社債信託の引受、債務の保證及各種代理事務の引受等に因つて生じた収入でありまして、此等の収入は年を逐ふて増加を示して居り信託會社としては重要な財源の一であります。

當會社の収入状況の推移に付ては後掲の收支累年表に示す通りであります。其の収入の主要なものに付て(信託報酬、固有財産の運用に依る諸收入金及其の他の諸收入に大別其の概

略を述べて見ることと致します。

(一) 創業期

信託報酬に付ては昭和二年下期は創業早々でありまして、営業日数も僅かであり且信託財産も二千七百萬圓程度でありましたから第二期以後に比較して其の額が僅少であつた事は當然のこととあります。昭和三年上期以後は信託財産も順調に増加を見た結果次表に掲ぐる様な成績を示し得たのでありまして創業早々の當會社の堅實な進展を示すものであります。

固有財産は有價證券の買入、貸付金其の他に運用して居ることは既に述べた通りであります。之が運用に因る諸収入金は其の運用の適切なることに因り逐年増加を示して居るのであります。

其の他の諸収入に付ては之亦年を逐ふて増加を見て居るのであります。擔保附社債信託の引受の増加、代理事務引受の増加其の他概して順調な推移を辿つたのでありまして、當會社の發足状態は甚だ好調であつたのであります。

期 別	信 託 報 酬	固有財産の運用に依る諸収入	其の他の諸収入	合 計 (總収入金)
昭和二年下期	一九三、四六〇・〇〇	一九三、九二二・五六	七、〇〇七・〇六	三九四、三八九・六二
昭和三年上期	二〇〇、九六〇・七三	二四九、六六六・六三	四五、〇八五・六三	四九六、七一三・九九
昭和三年下期	二一四、三三三・三四	三〇三、五七六・八	五八、四九五・〇四	五七六、三三三・二六
昭和四年上期	二八、五七九・九八	三五九、六七〇・九	六四、五五八・七七	五五二、七三三・七四
昭和四年下期	二六、四八三・四一	三六七、七九七・〇七	七二、二三三・〇〇	五五五、三三三・九八

二、發展第一期

昭和五年上期より昭和八年下期を當會社發展の基礎時代とし當時の社會情勢を見ますと所謂不景氣の絶頂期に當つて居り而も滿洲事變の勃發及之に伴ふ政治的、經濟的激變期に當面して居たのであります。當會社は種々の困難を克服して堅實に歩一歩前進の歩調を進めたのであります。従つて著しい躍進が見られなかつたのは當然のこととありませう。

信託財産は昭和五年上期に於ては約九千萬圓でありましたが、昭和八年下期に於ては一億一千五百餘萬圓に増加し従つて信託報酬も相當の増加を見て居るのであります。

固有財産の運用に依る諸収入に於ても昭和七年上期迄は著しい増減は無かつたのでありま

すが、同年下期より漸く増勢を見たのは多難な當時の経済的情勢にも拘らず其の運用宜敷きを得た結果であります。其の他の諸収入に於ても同様の推移を示して居るのは次表に依つて明かであります。

期 別	信託報酬	固有財産の運用に依る諸収入	其の他の諸収入	合計(總収入金)
昭和五年上期	一八、二五五・七四	二六、四八〇・〇四	五八、六一七・七六	四九三、五九八・五四
昭和五年下期	一四、四一九・三四	二六、四九三・六三	五八、五一一・八九	四八、四九三・七五
昭和六年上期	一八、四三三・三四	二九、〇〇四・六九	九八、四〇〇・〇〇	五七五、八四三・〇三
昭和六年下期	一九、一三五・一〇	三〇、一八九・〇九	一〇八、五二二・七〇	六〇六、五五八・〇〇
昭和七年上期	二八、九五三・四一	三六、九四八・九一	九一、〇八〇・六三	六二六、六三三・九五
昭和七年下期	二七、六二八・二一	四六、九四四・一〇	七五、九六六・七	七六三、五三八・四八
昭和八年上期	三五、二六五・六〇	四〇、七八〇・九六	一一、〇〇〇・九九	七七六、〇四七・五五
昭和八年下期	三三、〇四一・四〇	三六、二二二・七六	一一、四八〇・六五	七七八、七四八・八一

三、 發展第二期

昭和九年上期より昭和十二年下期に至る間は既に創立後六年を經過し基礎も確立され青年期の活動に入つた時代であります。財界の状況は昭和九年以降に於ては各種産業の發展に伴

ひ引續き順調裡に進展致しましたことは既に略述した所であります。

當會社に於きましても、此の間各種信託財産は年々増加を見、昭和九年上期に於ては信託財産總額は一億二千四百餘萬圓でありましたのが昭和十二年下期に於ては一億七千三百餘萬圓となり、約五千萬圓近く増加したのであります。此の信託財産の目覺しい増加に伴ひ信託報酬も著しく増加し、此の時代に於ては他の収入と對比して最も大なる財源となつて居るのであります。

固有財産の運用諸収入も低金利の趨勢に拘らず引續き増加を見ましたが之は諸積立金が増加したことと其の運用が宜敷きを得た結果であります。

其の他代理事務手数料等は財界の活況と共に自然增收を見、其の他の諸収入に於ても良好な成績を得たのであります。

期 別	信託報酬	固有財産の運用に依る諸収入	其の他の諸収入	合計(總収入金)
昭和九年上期	三八、四九九・三三	三八、二八五・五六	一八、八五〇・三六	八八九、六三五・元
昭和九年下期	四三、三三九・四九	三九、四〇五・七一	二五、五七〇・三三	九二四、三三三・三三

昭和十年上期	四三、七六四・五	四二六、七六〇・四	二八、五三三・六	九七、〇二四・五
昭和十年下期	四三、〇三三・三	四三〇、五七七・三	三三、四九〇・六	一、〇七五、七二〇・八〇
昭和十一年上期	三九七、二七五・二	四二四、四四三・七三	一一、五〇九・五二	九六、八二二・六六
昭和十一年下期	四二二、五五二・七	四三六、四四七・四七	三〇〇、八七二・〇	一、一五八、八七〇・三四
昭和十二年上期	四三三、七三三・九八	四九七、七四四・五六	三〇三、五九七・〇八	一、二三三、二五六・三
昭和十二年下期	三八〇、五七三・五	四四〇、五四一・三	一九七、一四〇・〇八	一、〇七八、三五五・〇六

四、發展第三期

昭和十三年上期より昭和十五年下期迄即ち當會社合併に至る迄は所謂躍進期に當るのでありまして、此の間に於きましては支那事變の進展に伴ひ各種産業は飛躍的發展を來しましたが、國家總力は擧げて聖戰遂行に向けられ、事變の長期化に伴ひ國債の消化と貯蓄の増加を必要とするに至つたのであります。當會社も當然之が國策に協力して聖戰遂行の原動力たる長期貯蓄の獲得に大なる努力を傾注したのであります。

信託財産總額は昭和十三年上期に於ては一億九千二百餘萬圓でありましたが昭和十五年下期には二億七千三百餘萬圓となり約八千萬圓の激増を見て居るのであります。信託報酬に於

ても次表に示す通り逐年増収を見たのであります。

固有財産の運用に依る諸収入及其の他の諸収入に付ても會社の躍進は其の儘成績に現はれ、總収入の状態は好調に次ぐに好調を以て進んだ次第であります。

期 別	信託報酬	固有財産の運用に依る諸収入	其の他の諸収入	合計(總収入金)
昭和十三年上期	三、八五九・五四	五、五二、八七三・三九	一、五四、九一・六七	一、〇七、八七九・六〇
昭和十三年下期	四三、四七二・六六	三、六、二八四・四五	三、七、八九四・四六	一、〇、七、六五〇・五七
昭和十四年上期	四、六四、二八三・八三	三、五、四一四・五三	一、八三、〇五五・〇八	一、〇、三、七三三・四四
昭和十四年下期	五、四四、三〇三・八四	五、七、五九七・九五	六、九、五七三・二八	一、一、九、〇、一七八・〇七
昭和十五年上期	五、三、七三三・二五	五、七、一三三・二	一、五、〇、七四一	一、一、九、五、九三三・七七
昭和十五年下期	八、二七七・九	五、一、九九一・八四	一、〇、三、八九〇・〇八	一、四、二、一、五四五・五一

次に當會社の支出に付て見ますと次の如くに之を大別することが出来ます。

- 一、 租 税 公 課
- 二、 給 料 及 旅 費
- 三、 營 繕 費

- 四、營業雜費
- 五、手数料其の他
- 六、價額銷却金

以上の如き諸支出を擧げることが出来るのでありますが、支出の中心を成すものは租税公課を除き給料及營業雜費でありまして會社の發展に伴ひ累年増加を來して居ります。次に當會社は未收利益其の他現實に受入れて居らない收入の計上は一切之を見合はすと共に税金、諸經費にして苟くも計上し得るものは剩す所なく其の期の負擔とし、健全なる收支計算を實行致しました。又一方資産の銷却も最大限度に行つて資産内容の充實を計つた次第であります。

以上述べました總收入(前期繰越金を含む)より總支出を差引きました殘額が利益金となるのでありまして此の利益金の處分に付きましては定款に依つて其の方法が定められて居るのであります。

即ち當會社の定款に依りますと

定款第三十六條

每事業年度ノ損益計算ハ其期間ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額トシ左ノ順序ニ從ヒ之ヲ處分ス但法令ノ規定ニ反セサル範圍内ニ於テ株主總會ノ決議ニ依リ他ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ケス

- 一、法定準備金 百分ノ拾以上
- 二、役員賞與金及交際費 百分ノ拾以内
- 三、社員退職慰勞準備金 若 干
- 四、株主配當金 若 干
- 五、別途積立金 若 干
- 六、後期繰越金 若 干

右の内法定準備金に付ては信託業法第十二條に依り信託會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシト規定せられて居るのでありまして信託會社は銀行其の他諸會社に比し多額の準備金の積立を要求されて居るので

あります。

當會社の利益處分状況の主要なものを見ることと致します。

(一) 法定準備金

當會社の定款に於ては利益金の百分の十以上を積立てることとなつて居るのでありますが、實際に毎事業年度に於て積立を爲した法定準備金は遙かに右の基準を超えて居るのであります。各期の積立金額に付ては夫々増減はありますが昭和二年下期より昭和十五年下期に至る間に於ける法定準備金の總額は三百五十萬圓に達して居るのであります。

(二) 別途積立金

當會社に於ては法定準備金の外に別途積立金を積立て資産内容の充實に努めました。創業當初は法定準備金の積立を大にし別途積立は之を爲さなかつたのでありますが、収益の増加に伴ひ昭和九年上期より積立を行ひ昭和十五年下期迄の別途積立金總額は百五萬圓に達したのであります。

(三) 社員退職慰勞準備金

社員退職慰勞準備金は昭和六年上期より計上したのであります。當會社は創業の始めより堅實を旨とし當初五期間は株主配當を差控へ専ら資産の充實に努めたのであります。従つて社員の退職慰勞準備金も漸く資産の充實を見た昭和六年上期に於て初めて之れを積立てたのであります。社員の増加に伴ひ金額が増加したのは勿論でありまして昭和十五年下期迄に二十一萬圓の積立を爲したのであります。

四、株式配當金

前項に述べました通り第一回の株主に對する利益の配當は昭和五年上半期に於て年五分の割合に依り行つたのであります。社礎の充實と共に昭和十二年上期には一分増配して年六分となし爾後解散に至る迄此の状態を續けました。

收支累年表

年 別	期 別	總 收 入	總 支 出	(内 銷 却 高)	利 益 金
	下 一	三〇〇,一〇六	一〇九,九〇〇	〇	一,〇一五,九〇〇
	上 二	三九八,八四八	二九,五四九	二六	三九,三九七
	下 三	四六,三五五	一九,九四八	〇六	二六,三三七
	共				

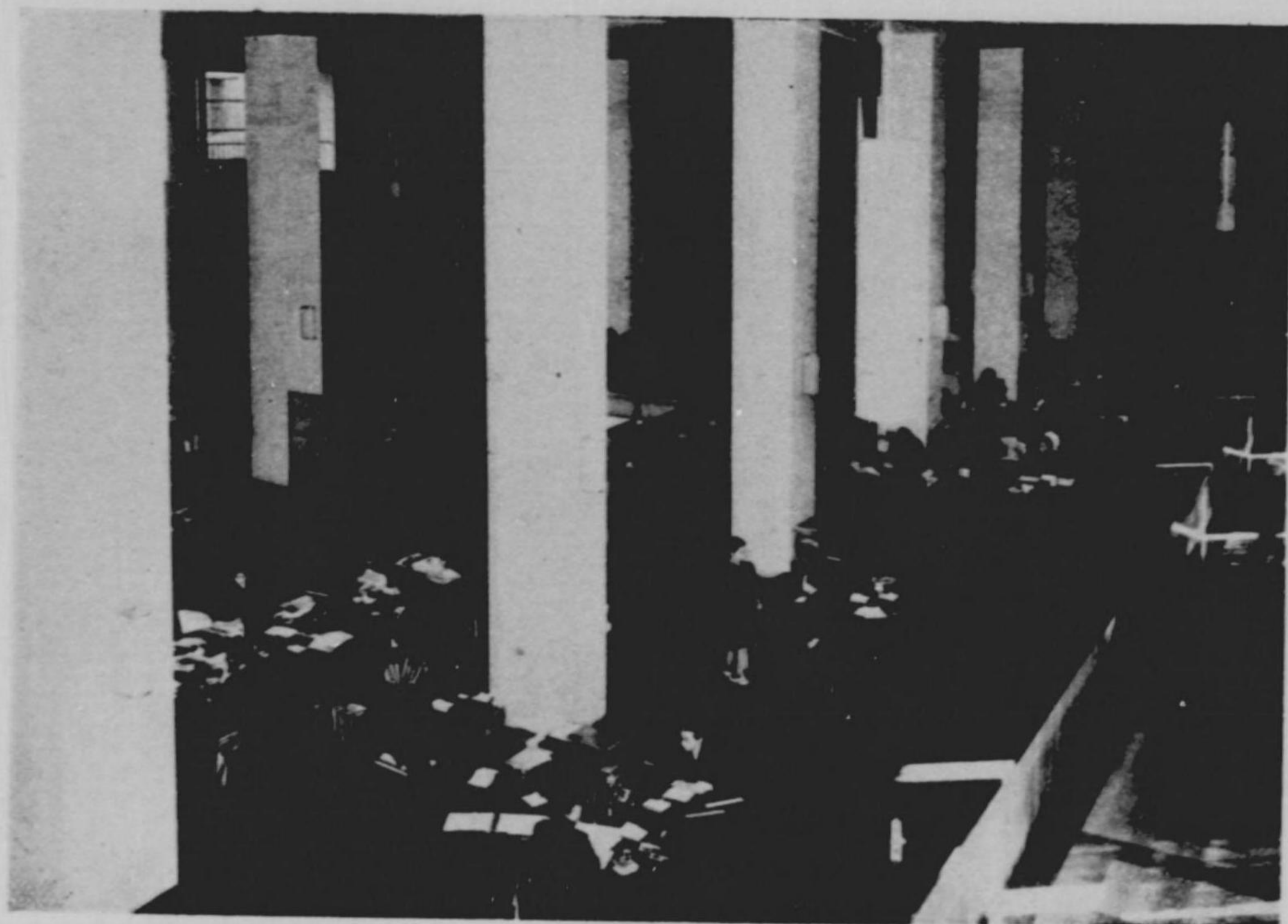
年 別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
利益金	110,195	279,999	326,287	333,667	331,343	345,563	384,989	418,669	433,459	433,459	433,459	382,066
準備金	50,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	100,000
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社員退給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000
役員賞與金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000
税金	13,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	5,000
株主配當金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187,500
繰越金	5,591	104,299	185,575	283,774	379,566	390,379	433,888	499,988	548,721	548,721	548,721	626,338
營業用什器	8,640	13,671	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配當率	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	5分

利益金處分表

年 別	昭和十四年		昭和十五年	
	下	上	下	上
利益金	1,037,532	1,901,791	1,295,968	1,422,254
準備金	400,000	400,000	400,000	400,000
積立金	0	0	0	0
社員退給金	635,913	806,849	845,064	862,855
役員賞與金	405	504	86	53
税金	146,288	344,531	247,844	247,844
株主配當金	0	0	0	0
繰越金	91	91	91	91
營業用什器	376,838	383,338	450,633	558,338
配當率	9分	5分	9分	8分

年 別	昭和十四年		昭和十五年		昭和十六年		昭和十七年		昭和十八年		昭和十九年		昭和二十年	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
利益金	543,733	555,375	493,599	489,493	575,843	606,566	663,633	733,586	778,784	760,977	733,586	733,586	733,586	733,586
準備金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社員退給金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
役員賞與金	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
税金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
株主配當金	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000
繰越金	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
營業用什器	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
配當率	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分

昭和十五年		昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年	
下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
五五、六、三六	四五〇、八六三	三八三、三三八	三七六、八三八	三三九、五〇四	三七五、八三二	三六二、七三三	五六、五五六	五六、九七八	五四三、八五四	五六八、〇〇四	五六五、五六〇	五五七、三六六	五五、九七三	五〇五、〇四七	四三六、二二四
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0	0
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
二四〇,000	三〇〇,000	三〇〇,000	三〇〇,000	三〇〇,000	三〇〇,000	一八〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000	二七〇,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三五,000	三五,000	三五,000	三五,000	三五,000	三五,000	三五,000	三五,000	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇
一、二六三、六三四	一、一五八、五三三	一、一三六、八六八	一、一五八、五四〇	一、一九二、〇五七	一、一六三、〇五三	一、一九一、九一九	一、三三二、一九六	一、二七二、五六八	一、三〇一、六七五	一、三〇一、三三〇	一、〇三六、六一六	九四九、三六六	八六三、三六九	七八四、八九六	六五二、三四九
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六	六	六	六	六	六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五分



室業營店本

本店營業室

新築移轉直後の一階營業室風景
本建築に付ては採光に十分の注意が拂はれ、營業室は寫眞に見られる如く非常に明朗である。

第七章 本店及支店

第一節 本店

當會社は本店の外に東京、福岡の二支店を有して居りますから其の業績等に付きましては本店、支店に分けて之を見ることが出来るのでありますが、本店の全貌は殆んど本史に盡されて居りますので此處では本店に關する特別の記述は之を省略し支店に付てのみ述べることに致します。

第二節 東京支店

第一款 新設事情

當會社は創立の當初から東京支店の設置を計畫して居たのでありますが、金融恐慌直後の經濟界の情勢に鑑み専ら業務の發展、實力の充實に努力し、怠りなく諸般の準備を進めて參

つたのであります。

開業以來早くも十五期を經過して資産の内容は愈々堅實となり、諸積立金及繰越金の合計は約八百五十五萬圓となり、又附隨業務の取扱高も逐次増加して業績の躍進目覺しく、名實共に我國屈指の信託會社となつたのであります。従つて巨額の信託財産の管理、運用の上から見ましても是非共財政經濟の中心地たる東京市に支店の設置を必要としたのであります。一方當會社の株式は東京一圓に多數分布されて居り又業務の發展に伴つて信託の引受高も激増し且資金の投下亦多額に達し東京方面との關係は益々緊密となり、各方面より東京支店設置の要望も有りましたので昭和十年六月二十二日支店設置の申請書を大藏大臣に提出致しました。幸ひ右の申請が容れられ、同年七月十三日認可を得て翌八月一日より東京市麴町區内幸町一丁目七番地(幸ビル一階)に營業を開始致すこととなつたのであります。

第二款 業 績

當支店の業績の推移を見ますと、其の進展の状況は大體本店の發展状況に一致するのであります。今當支店の業績を創業期と躍進期に區分して各種信託の増加の跡を辿つて見ること

と致します。

一、創 業 期

當支店は昭和十年八月一日開業後昭和十六年三月三十一日當會社合併に至る迄約六ヶ年の歴史を有して居るのであります。昭和十三年上期迄は創業期に相當するのであります。各種信託の發展の状況は次の通りであります。

(イ) 金 錢 信 託

元來當會社は新設事情の項に於て述べました様に東京方面との取引も既に相當の進展を示して居りました關係上、昭和十年下期末に於ける當支店の金錢信託は九百八十餘萬圓に上り非常に優秀な成績を収めました。爾後昭和十三年上期に至る間は多少の消長はありましたが躍進期に至る準備時代として堅實な歩みを續けたのであります。

(ロ) 有 價 證 券 信 託

當支店の有價證券信託の引受高は公債の増發に伴ひ逐年著しい増加を示しました。即ち昭和十年下期の受託高は九十七萬餘圓でありまして其の後大體順調な増加を示して

参りましたが、昭和十二年に入り急激に増加し同年下期に於ては前期に比し約一千萬圓を増加し更に昭和十三年上期に於ては其の受託額二千餘萬圓となり昭和十年下期に二十倍する成績を挙げました。

(ハ) 其の他の各種の信託

其の他の各種の信託に付きましても當務者の努力に依り左表に示す様に順調な發展を示したのであります。

期別	金 錢 信 託	有 價 證 券 信 託	其の他の各種の信託	合 計
昭和十年下期	九、八五五、四九四	九七五、〇八四	三八五、二四四	一一、〇一五、六六四
昭和十一年上期	九、八八四、九〇四	一、七三五、九七三	五九、二九四	一二、七〇二、一七二
昭和十一年下期	二、〇三三、六六七	四、九七七、七〇〇	四六、一八二	一五、七四六、六〇〇
昭和十二年上期	九、〇四二、六八九	四、六六二、五二四	四五四、二六〇	一四、一五八、三九四
昭和十二年下期	九、一三三、三五四	一、四〇三、八四九	二、四八七、四六七	三、五六六、三〇〇
昭和十三年上期	九、〇七七、三六九	二、〇一八、八六五	二、三七七、〇一一	三、三八七、三三三
	元	元	元	元

二、躍進期

支店設置以來既に三ヶ年を経過し、其の基礎も漸く定まり又一方各種産業の隆昌と相俟つて昭和十三年下期より業績は逐年向上致しまして昭和十五年下期には當支店の信託財産總額は七千六百七十餘萬圓となり、昭和十年下期(當支店第一期)の約七倍に達する好成績を挙げました。

左に各種の信託に付て其の發展の狀況を述べることに致します。

(イ) 金 錢 信 託

昭和十三年上期迄は前述の様に大した増加は見られなかつたのであります。長期貯蓄の獎勵に全力を注ぎ金銭信託の増加を營業の第一目標とし銳意奮闘致しました結果、昭和十三年下期以後は逐年其の引受額も増大し、昭和十五年下期迄約二ヶ年半の間に一千万圓の増加を見たのであります。昭和十年下期の受託高の二・二倍に達して居ります。

(ロ) 有 價 證 券 信 託

昭和十三年下期以降は引續き好調を示し、金銭信託と同様昭和十五年下期迄の増加高は大約一千二百萬圓となり、昭和十年下期の受託高の五・四倍に達する好成績を挙げたので

あります。

(ハ) 其の他の各種の信託

其の他の各種の信託は左表に示しました如く金銭信託及有價證券信託に於ける様な顯著な増加は致して居りませんが、夫々相當な引受高を示し、此の部門に於ても努力の跡を窺ひ得られるのであります。

期 別	科 目				合 計
	金 銭 信 託	有 價 證 券 信 託	其の他の各種の信託		
昭和十三年下期	二、三三、三〇	四〇、九一、三六	二、六七、九四	五四、二〇、五二	
昭和十四年上期	二、六二、八〇	四一、〇九、九四	二、五五、五五	五七、二八、三四	
昭和十四年下期	二、六三、三五	四六、〇〇、四七	二、七五、九〇	六五、〇三、七六	
昭和十五年上期	二、八九、五二	五五、七三、六三	二、三六、〇八	七三、七九、二二	
昭和十五年下期	三、二〇、八〇	五三、六二、九六	二、六五、九三	八〇、四九、七一	
	三	三	三	三	

第三節 福岡支店

第一款 新設事情

當會社創業以來茲に八ヶ年、多年の懸案でありました東京支店は昭和十年七月に設置せられ當會社發展上一威力を加へ、爲に業績は愈々向上を示して參つたのであります。支那事變勃發以來我國の政治經濟は戰時體制に移行し歴大な軍事費に因り財政は膨脹し、之が財源としての公債は逐年巨額の發行を見又政府資金の撒布の激増等に因りインフレーションの傾向を生じましたので、之を抑制する爲政府は貯蓄獎勵、物資節約、公債消化等に努め一億國民亦之に協力して奉公の赤誠を示したのであります。此の時局に當りまして信託會社の活動も此の國策に順應すべきことは當然でありまして、當會社も率先して貯蓄獎勵に又公債の消化に其の與へられた職域に於て全力を擧げ努力致しました。

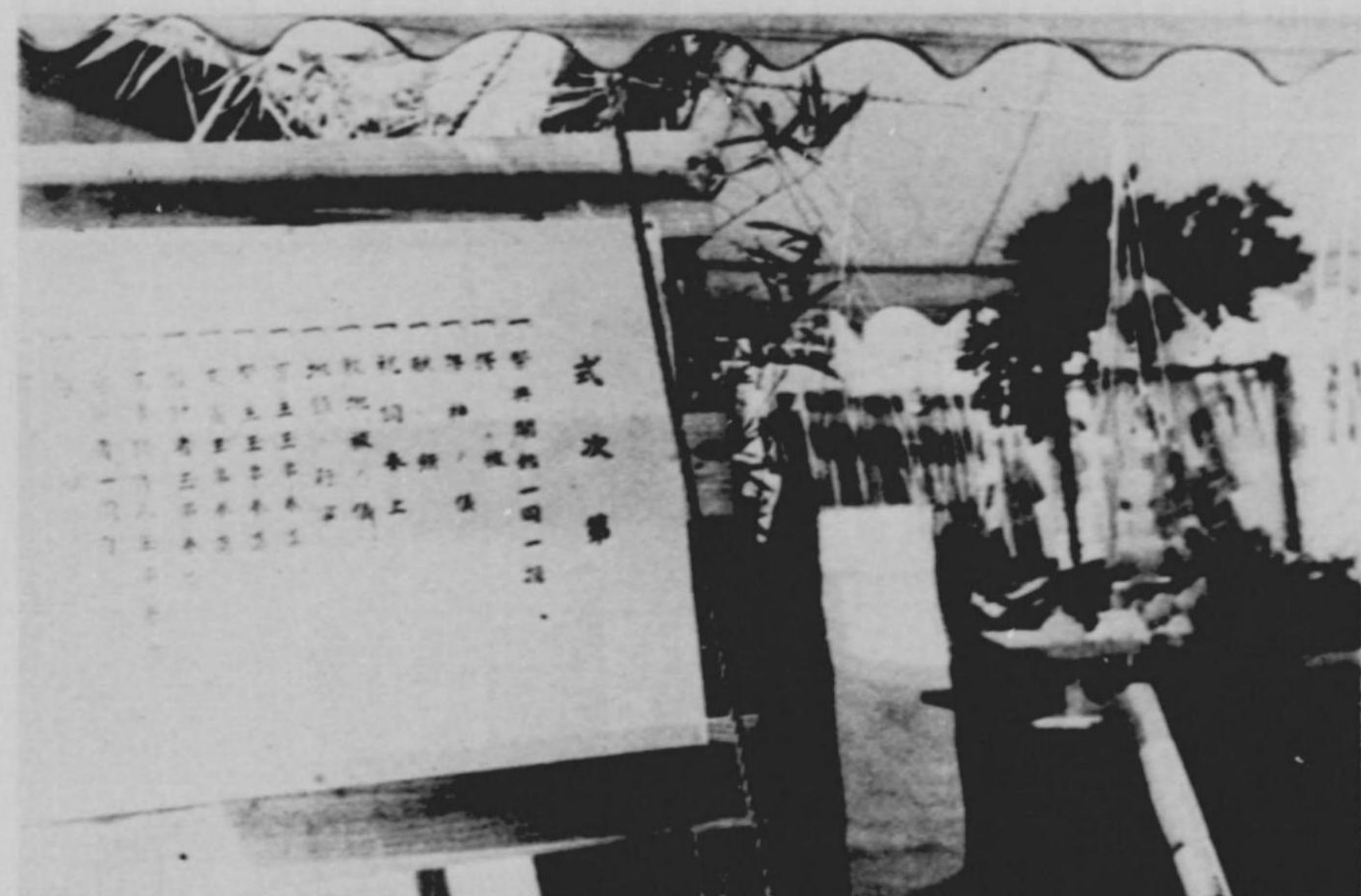
併し乍ら限られた地域に於ては其の活動にも自ら限度がありますから出來得る限り支店を各地に設け、以て廣範圍に互る營業網を獲得することが即ち國策に順應して活動する上からも極めて必要であります。當會社は右の見地から豫てより北九州に於ける商工業の中心地であり又大陸發展の重要基地として事變勃發以來目覺しい發展を續けてゐる福岡市を有力な支店設置の候補地としてゐたのであります。國民貯蓄獎勵の使命遂行上支店設置の要愈々緊

切な状態となつて参りましたので、昭和十五年六月二十五日支店設置の申請書を大藏大臣に提出し、同年七月十三日認可を得て同年九月二日福岡市天神町株式會社日本興業銀行三階に假營業所を設け開業の運びに至つたのでありますが、當時既に建築中の新店舗は同年十二月二十三日見事に落成致しましたので、同日假營業所より移轉を行ひ愈々新發足を爲したのであります。

第二款 店舗の新築

一、新築事情

支店新設事情の項に於て述べました様に當支店設置の意義は貯蓄獎勵運動の一翼に参加し、事變遂行上最も緊要な長期貯蓄の獲得に努力することに依り信託會社として職域奉公の誠を致すことにあつたのであります。幸にして福岡市に支店設置の認可を得たのであります。が、當時北九州地方の各種産業の急速な發展は住宅、店舗の拂底を招來し、非常な努力にも拘らず適當な營業所を見出すことが出来なかつたのであります。然るに店舗の準備が遅れることは貯蓄の獲得に大なる支障を來すこととなるので、茲に已むを得ず營業所を建



況狀ノ築建店支岡福

福岡支店建築の状況

寫真上圖は地鎮祭、下圖は起工當時の工事場
敷地は三百九十九坪一合九勺
建物は建坪六十五坪、總延坪百五坪六勺
起工より竣工に至る迄約五ヶ月を要した。
設計及監督は長谷部竹腰建築事務所、工事は株式会社竹中
工務店の施工に係る。

築することとし物色の結果、福岡市の中心地たる後記の場所即ち株式會社日本興業銀行の
所有地を唯一無二の候補地として譲受方を懇望致しました處、銀行の好意に依つて敷地の
譲渡を受け同時に營業所新築の認可を得て工事に着手致すこととなつたのであります。

二、地鎮祭及竣工式

(イ) 地鎮祭

昭和十五年八月十四日舉行

縣社警固神社を主祭として午前十時四十五分より簡素にして嚴肅なる儀式を行ひました。

(ロ) 竣工式

昭和十五年十二月二十三日舉行

水境天満宮を主祭として午前十時半より新營業所二階中央廣間に於て時節柄簡素にして
莊嚴なる竣工式を舉行致しました。

三、工事概要

位 置 福岡市天神町三番地ノ一ノ一

工 期	起工 昭和十五年八月 竣工 昭和十五年十二月
敷地面積	三一九坪一九
建築面積	六五坪
建築延面積	一〇五坪〇六
内 譯	一階 六五坪 二階 四〇坪〇六
構造主體	コンクリート造
基 礎	柱、二階共木造
軸 部	木 造
小屋組	木 造
金 庫	床壁天井共鐵筋コンクリート造
外 裝	外壁は正面側面人造石洗出し塗、背面は色モルタル塗

内 装

床	一階客溜は人造石塗又はタイル貼
營業室及 應接室	リノリウム敷
倉庫及 湯沸場	セメントモルタル塗
便 所	タイル貼
二 階	主要なる室及廊下はリノリウム敷
設計及監督	長谷部竹腰建築事務所
工事施工者	株式會社竹中工務店

第三款 業 績

當支店は支那事變の最中に於て設置せられたのでありまして、福岡市に支店を設置した最大の目的は長期貯蓄の吸收にあることは言を俟たない所であります。従つて新設當初より金銭信託の引受に全力を傾注し左表に示す如く相當の成績を擧げ又有價證券信託の引受にも懸命の努力を致しました結果昭和十六年三月末に於ては信託財産總額三百萬二千餘圓に達し新

設後合併に至る約七ヶ月間の短期間に於ける業績としては誠に目覺しいものがあります。尙當支店は合併に至る迄全九州地方特に時局産業の殷盛なる北九州地方竝に下關方面に活動を爲し信託思想の普及を計り其の使命を遂行致しました。

期 別	科 目	金 錢 信 託	有 價 證 券 信 託	其 他 の 各 種 の 信 託	合 計
昭和十五年下期		八七、四六四 三	一七、一九四 三	〇	一〇五、六五八 六
昭和十六年上期		一、二六六、六四 四	一、八六三、五七 三	〇	三、一三〇、二三 七

第八章 本店營業所新築工事の概要

當會社は創立以來今橋三丁目一番地に於て營業を行つて來たのでありますが、業務の發展、人員の増加に伴ひ社屋の狹隘を感じ營業所新築の必要を生じたのであります。幸ひ隣接地を買収することを得まして此處に新築することに決定し、設計を長谷部竹腰建築事務所にて、工事施行を竹中工務店に委嘱して昭和十三年四月から工事を進めることになつたのであります。建築業にして支那事變が勃發し、戦時體制の下に諸般の統制が強化せられました爲、資材關係から本建物の如き大建築の新規施工は不可能の状態に立至つたのであります。本建築も着工が今二、三ヶ月後れてゐたならば恐らく中止の已むなきに至つたであらうと考へられます。然し幸にして支障なく工事を遂行することが出来、資材關係に付ても各關係者の好意と努力に依り順調に進捗し工事を起してより一年六ヶ月、昭和十三年十月所期の工程を畢へ同月二十五日竣工式を擧げ、大阪に於ける金融街の中樞地區に鐵骨鐵筋コンクリート造の近世式の明らかな姿を現はし高層建築物街に異彩を放つに至つたのであります。

而して十月三十一日より新營業所に於て營業を開始したのでありますが、時恰も無敵皇軍が廣東を攻略し更に武漢三鎮の堅壘を陥し入れた國家的慶祝日に當つたのであります。

以下地鎮祭、定礎祭及竣工式の模様竝に工事の概要に付て述べることに致します。

一、地鎮祭

昭和十二年四月九日地鎮祭を舉行致しました。

前夜來の小雨も晴れ惠まれた快晴でありまして、午前十一時左記の式次第に依つて儀式を終へ、續いて小宴に移りました。

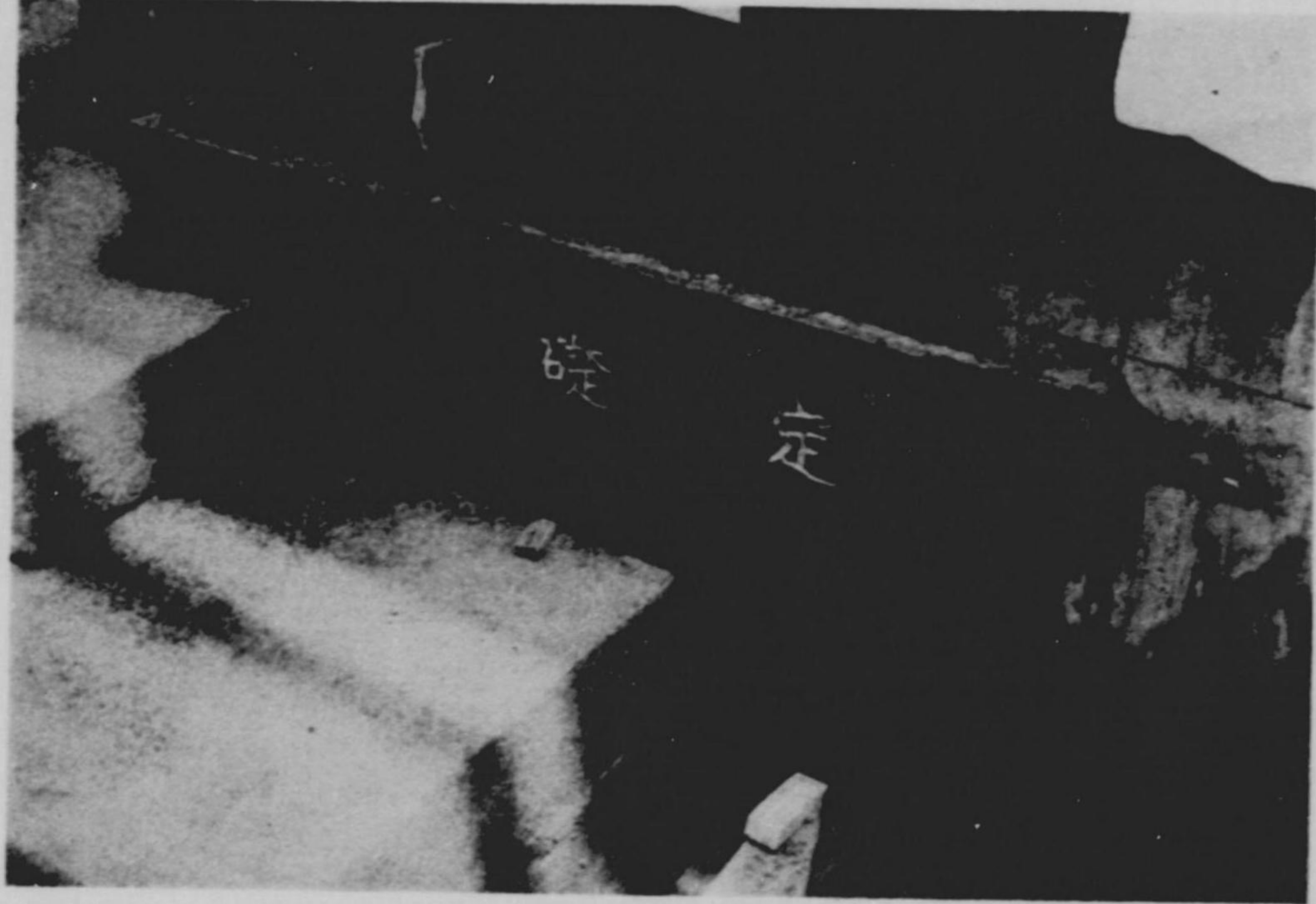
菊池會長の挨拶に對し來賓三和銀行頭取中根貞彦氏が祝辭を述べられ、一同盃を交し正午滞り無く終了致しました。參列者は六十五名であります。

式 次 第

參列者一同着席

神官着席(御靈神社)

修 祓

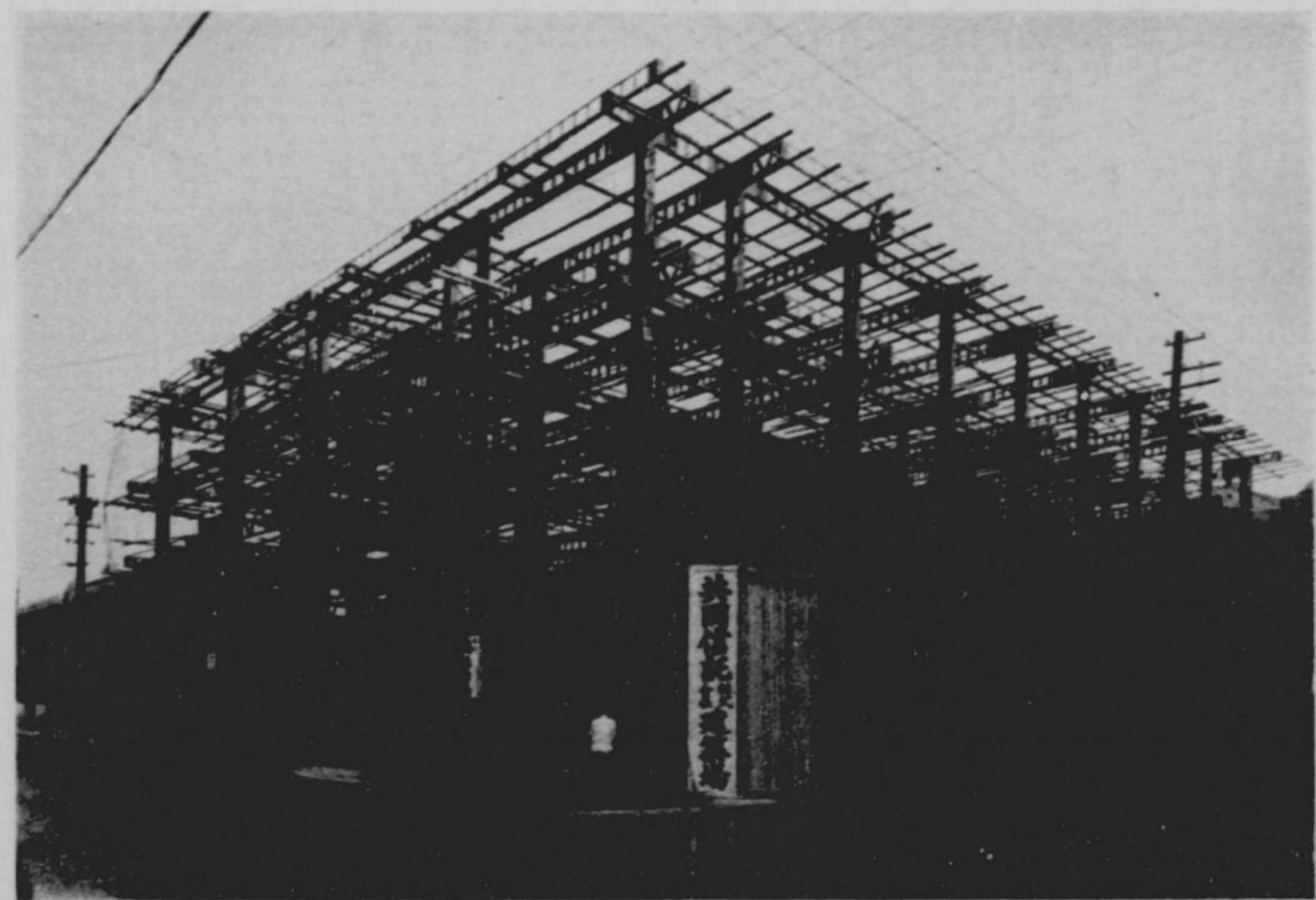
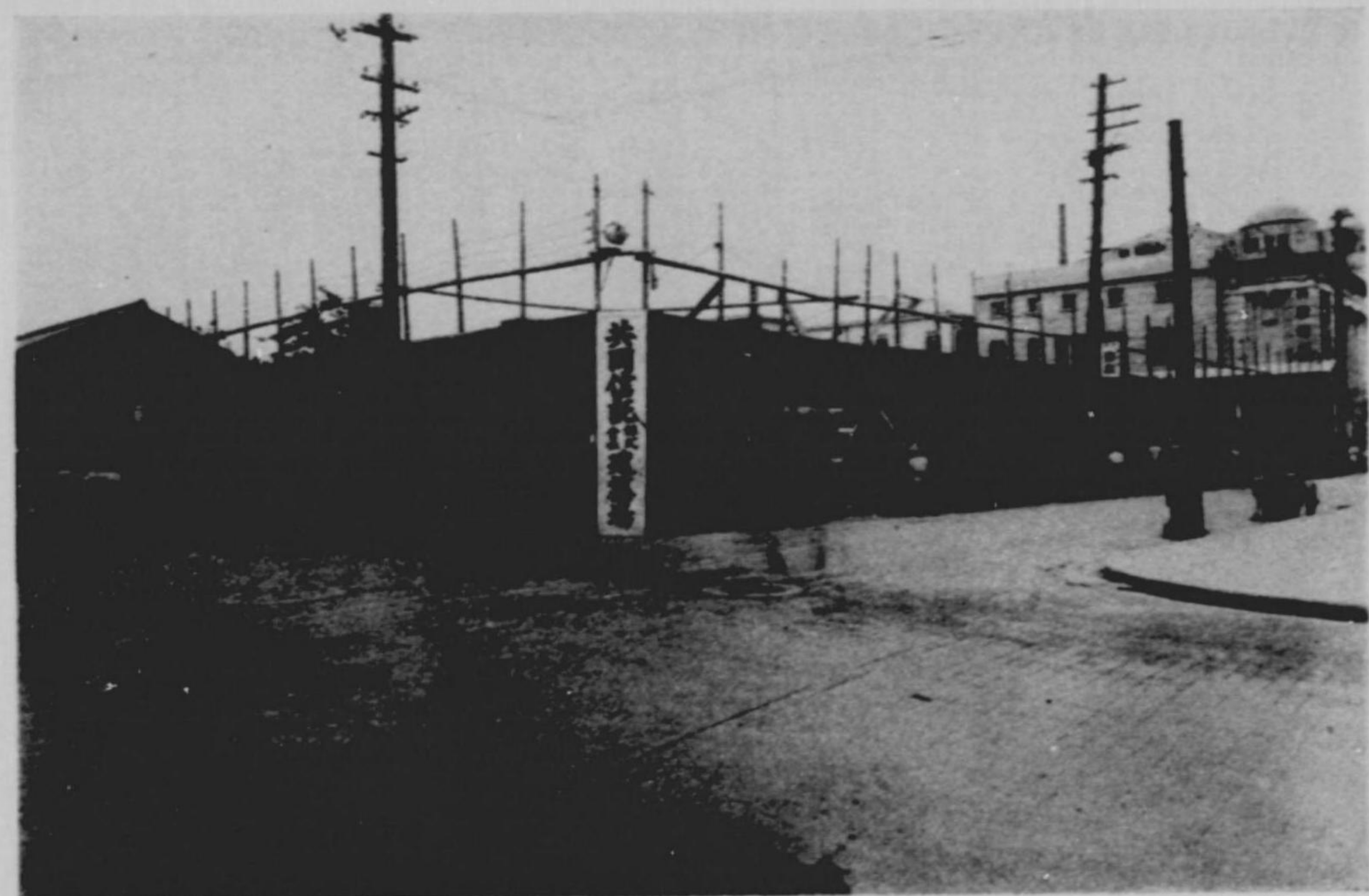


礎 定

定

礎

位置は本店營業所南正面玄關階段右側
定礎板の文字は菊池取締役會長の揮毫に係る。



況 狀 ノ 築 建

建築の状況

敷地は六百二十五坪九合八勺
建物は建坪四百五十五坪四合七勺
總延坪千九百八十四坪四合九勺
起工より竣工に至る迄約一年七ヶ月の日子を要した。
設計監督は長谷部竹腰建築事務所、工事は竹中工務店其の
他の施工に係る。

降神

獻饌

祝詞奏上

土地清祓

刈初行事

掘初行事

鎮物行事

玉串奉奠

撒饌

昇神

神官退下

參列者一同退下

二、定礎祭

昭和十三年五月二十五日定礎祭を舉行致しました。参列者は四十五名であります。

式次第

参列者一同着席

神官着席(御霊神社)

修 祓

降 神

獻 饌

祝詞奏上

定礎行事

除 幕

修 祓

定礎板を納む

モルタルを流し込む

齊鐙(銀製)を以て敷切す

定礎石据付

齊槌(銀製)を以て三度打ち基礎を奠定

玉串奉奠

撤 饌

昇 神

神官退下

参列者一同退下

鎮物としましては定礎板、大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、營業案内書一組、職員録及貨幣を以て致しました。

三、竣 工 式

昭和十三年十月二十五日竣工式を舉行致しました。

当日は午前中小雨を見ましたが幸ひ正午頃からは快よい秋晴に恵まれて、正午左記の

式次第の通り莊嚴に儀式を終へ引續き新館四階に於て宴會を開催致しました。菊池會長の挨拶に次いで三和銀行頭取中根貞彦氏來賓を代表して祝辭を述べ、設計監督者長谷部銳吉氏から建築報告があつた後一同盃を傾けて和氣霽々の裡に午後一時意義深き祝宴を終つたのであります。參列者は三百五十二名であります。

式 次 第

參列者一同着席

神官着席(御靈神社)

修 祓

降 神

獻 饌

齋主祝詞奏上

齋主玉串奉奠

會長玉串奉奠



式 工 竣

竣 工 式

昭和十三年十月二十五日一階營業室に於て舉行
寫眞は菊池取締役會長の玉串奉奠



宴露披工竣

竣工披露宴

昭和十三年十月二十五日三階事務室に於て舉行
寫眞上圖は中根三和銀行頭取の祝辭、下圖は菊池取締役會
長の挨拶

撤 饌
昇 神
神官退下
参列者一同退下

四、工事概要

次に新築工事の概略を記して御参考に供します。

位 置	大阪市東區今橋參丁目五番地
工 期	起工 昭和十二年四月 竣工 昭和十三年十月
敷地面積	六二五坪九八
建築面積	四五五坪四七
建築延面積	一九八四坪四九
内 譯	地階 五一五坪〇七

建築物高さ

- 一階 四四二坪〇三
- 二階 一八七坪一〇
- 三階 三八四坪七五
- 四階 三八四坪七五
- 屋階 五七坪二六
- 附屬家 一三坪五三
- 六七尺一四

但し屋階塔屋扶欄上端迄

階 數 地上四階、地下一階、一部屋階付

様 式 近世式鐵筋混凝土造

各階主要室別

- 地 階 本金庫室、貸金庫室、書庫、用度庫、文書庫、食堂、厨房、機械室、汽
- 罐室、電氣室、蓄電池室、工務員室、石炭庫、變電室、ロッカー室、手

- 一 階 洗所、倉庫、重役室、營業室、客溜、應接室、帳簿庫、守衛室、電話室、湯沸室、賣店、手洗所
- 二 階 事務室、圖書室、應接室、ギヤラリー、湯沸室、手洗所
- 三 階 會議室、事務室、應接室、電話機械室、電話中繼室、湯沸室、宿直室、女子更衣室、手洗所
- 四 階 事務室、湯沸室、手洗所
- 屋 階 昇降機械室、換氣室、水槽室
- 附屬家 宿直室、ホンプ室、手洗所
- 外 裝 南及西面は人造石ブロック貼、玄関廻り竝に電燈柱脚は獨逸産黑色花崗石、根石竝にビルディング玄関廻りは國産黑色花崗石貼、北及東面は人造石塗洗出し仕上であります。
- 外部出入口窓 玄関はホワイトブロンズ製、其の他鋼鐵製扉、窓は全部鋼製氣密式障子

内部出入口窓

網入厚板硝子嵌込であります。尙一階窓は面格子を取付け、北及東面の窓は總て鋼製鐵戸を設け火災、外侵に備へました。

廣間、階段室竝にエレベーターシャフトは防火の爲鋼製又はホワイトブロンズ製とし、其の他は一般に木製フラツシユ扉と致しました。

周邊は特殊捻鐵筋入混凝土造とし本金庫は特殊鋼製防火、防水、防盜完備の金庫扉(米國モスラー會社製)を使用の上、タイムロツク竝にコンビネーションロツクを装置し、内部には厚鋼板製保護函を設置しました。貸金庫室、帳簿庫、書庫、用度庫、文書庫、倉庫は之に準じて各々防火、防水、防盜の爲、特殊裝備の扉を設けました。

金庫室

内装床

玄關、客溜……黑色大理石竝にテラゾー塗

重役室……檜板張り周圍寄木

二階第一應接室……リノタイル敷

會議室……リノタイル敷

營業室、事務室……リノリウム敷

一般應接室……リノリウム敷

巾木

玄關……花崗石

客溜……花崗石竝大理石

營業室……テラゾー貼

一般應接室……檜張

事務室……檜張

玄關、廣間……テラゾー貼

重役室、會議室……ベニヤ板張

二階第一應接室……ベニヤ板張

營業室……布張、ペンキ仕上

事務室……腰ペンキ仕上、壁プラスター塗

食堂……腰タイル貼、壁ペンキ仕上

階段、湯沸室……腰人造石塗研出

壁

倉庫、機械室……モルタル仕上
營業室、玄關……裂張、ペンキ仕上
應接室、重役室……
事務室……
手洗所、廊下……プラスチック

天井

電氣設備

變電設備

大阪市電氣局より三相三線式三、一五〇ヴォルトの受電を爲し、引込はケーブルとしました。

變電室

電燈用動力用の變壓器を設け電燈は三相三線式及單相二線式一一〇ヴォルト、動力は三相三線式二二〇ヴォルトとしました。

配電盤室

高壓盤三面、低壓盤四面、監視盤一面並蓄電池充電用水銀整流器及同配電盤一面を設備しました。

蓄電池室

停電時非常燈用電源として蓄電池を設備しました。
自動式交換機を設け私設一五〇回線、局線二〇回線としました。

電話設備

呼出用應答ランプ附信號裝置としました。

信號設備

非常報知機

各階に二箇所發信機を設け配電盤室及營業室に受信機を置き兩者間に於ては通話を爲し得る設備としました。尙之は夜間巡警報知機に代用するものであります。

警察警報

警察への直接警報裝置を設備しました。

電氣時計

直流式親時計を設備し建物内の典雅な子時計を動かす設備をしました。

昇降機

客用二臺及社内用一臺を設備しました。

避雷設備

屋上數箇所に避雷針を設けました。

冷煖房並に換氣設備

冷房設備

外氣を濾過器にて除塵し温濕度調整裝置に依り温度を低下せしめ送風機に依り各階各室に送り、室内を外氣より一〇度(華氏)内外低下せしめ湿度を六〇%前後に保たせる設備をしました。冷房に要する冷凍機用動力は一五〇馬力であります。

煖房設備

温風煖房式にして低壓式汽罐三箇を設け、加熱機に依り空氣を加熱し温

湿度調整装置にて給濕の上室内に送氣し、室内温度六五度(華氏)湿度五〇%内外に保たせる設備をしました。

換氣装置

地階各室、厨房、便所及湯沸場等其の目的に應じ換氣装置を設けました。

衛生設備

鑿泉揚水及濾過装置

壓搾空氣に依る揚水装置にて一晝夜一萬石を揚水し砂分離装置、氣曝装置、濾過器にて井水の含む不純物を除去する様設備しました。

給水設備

井水、市水共屋階に水槽を設け地階機械室のポンプにて揚水し屋階水槽より地階機械室の配水筒を通じて各系統別に給水爲し得る様設備しました。

給湯設備

地下機械室に貯湯槽を設け各階洗面器及湯沸場に給湯します。

消火設備

消火ポンプを設備し建物内に十箇所の消火栓を置きました。尙外壁にはサイヤミーズコネクションを設置しました。

排水設備

一階以上は直接市下水溝に放流し地下室分はポンプにて排出します。

汚水浮化設備

汚水は浮化装置にて完全に浮化し消毒の上ポンプに依り下水道に放流します。

設計竝に監督

長谷部竹腰建築事務所

工事施工者

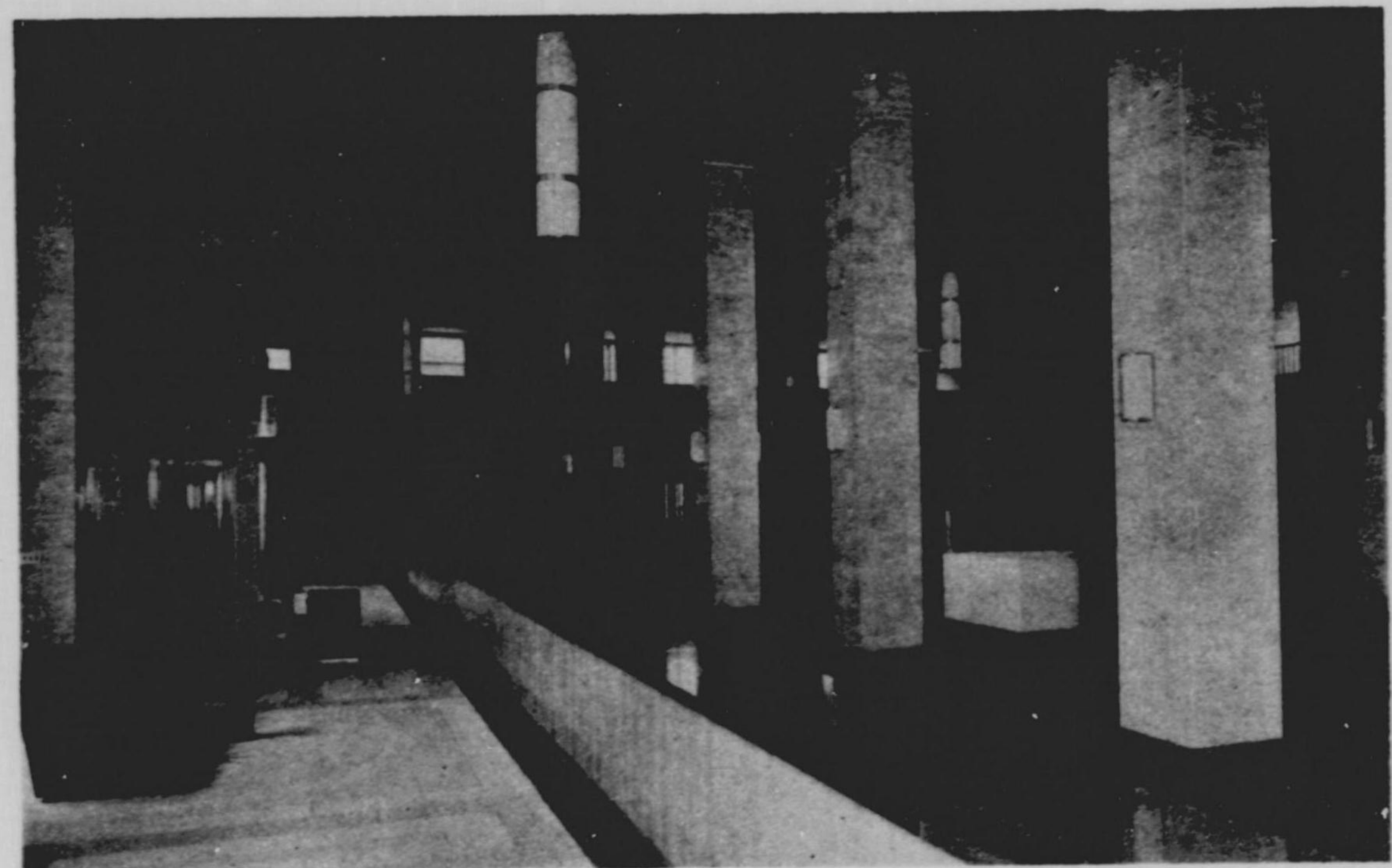
主體工事

株式會社竹中工務店

主要工事別擔當者

- 鐵骨加工 松尾鐵骨橋梁株式會社
- セメント 大阪窯業セメント株式會社 合資會社品川商店
- 石材 合資會社矢橋大理石商店 關西大理石株式會社
- 造作 内外木材工藝株式會社 株式會社竹中工務店
- 金庫扉 米國モスラー會社製品 (三機工業株式會社納)
- 照明器具 株式會社大阪電氣煖房商會 池本電氣工務所
- 家具 内外木材工藝株式會社

電機冷煖房 衛生工事	株式會社大阪電氣煖房商會
電話電鈴	日本電氣株式會社
電氣時計	株式會社服部時計店
昇降機	東洋オーチスエレベーター株式會社
電氣配電盤	日新電機株式會社
蓄電池	湯淺蓄電池製造株式會社
瓦斯工事	大阪瓦斯株式會社
揚水及 濾過裝置	日本水理礦機製作所
鑿泉	鑿泉工業合資會社

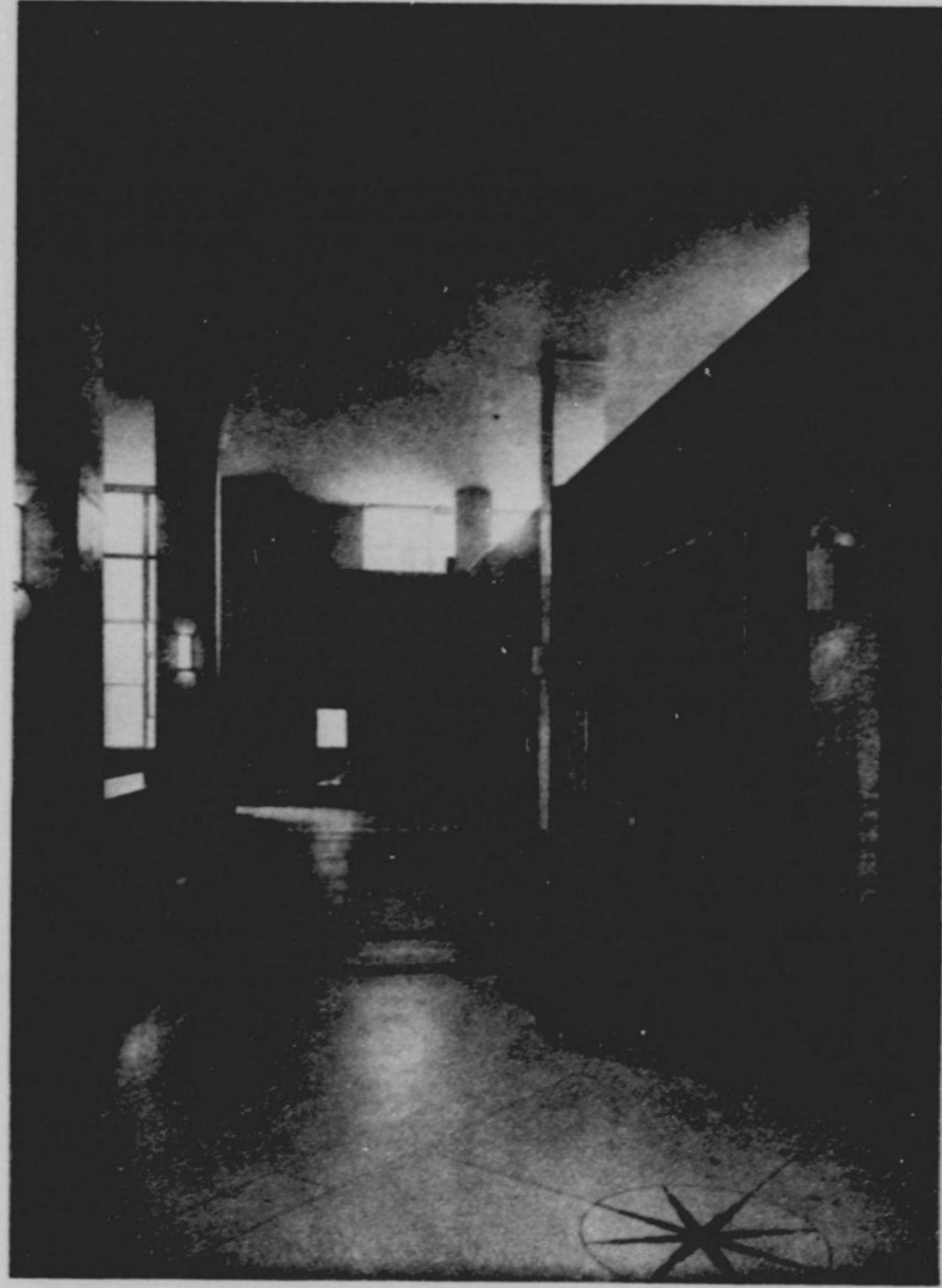


部内所業營店本

本店營業所内部

一階營業室南側客溜及營業室の一部

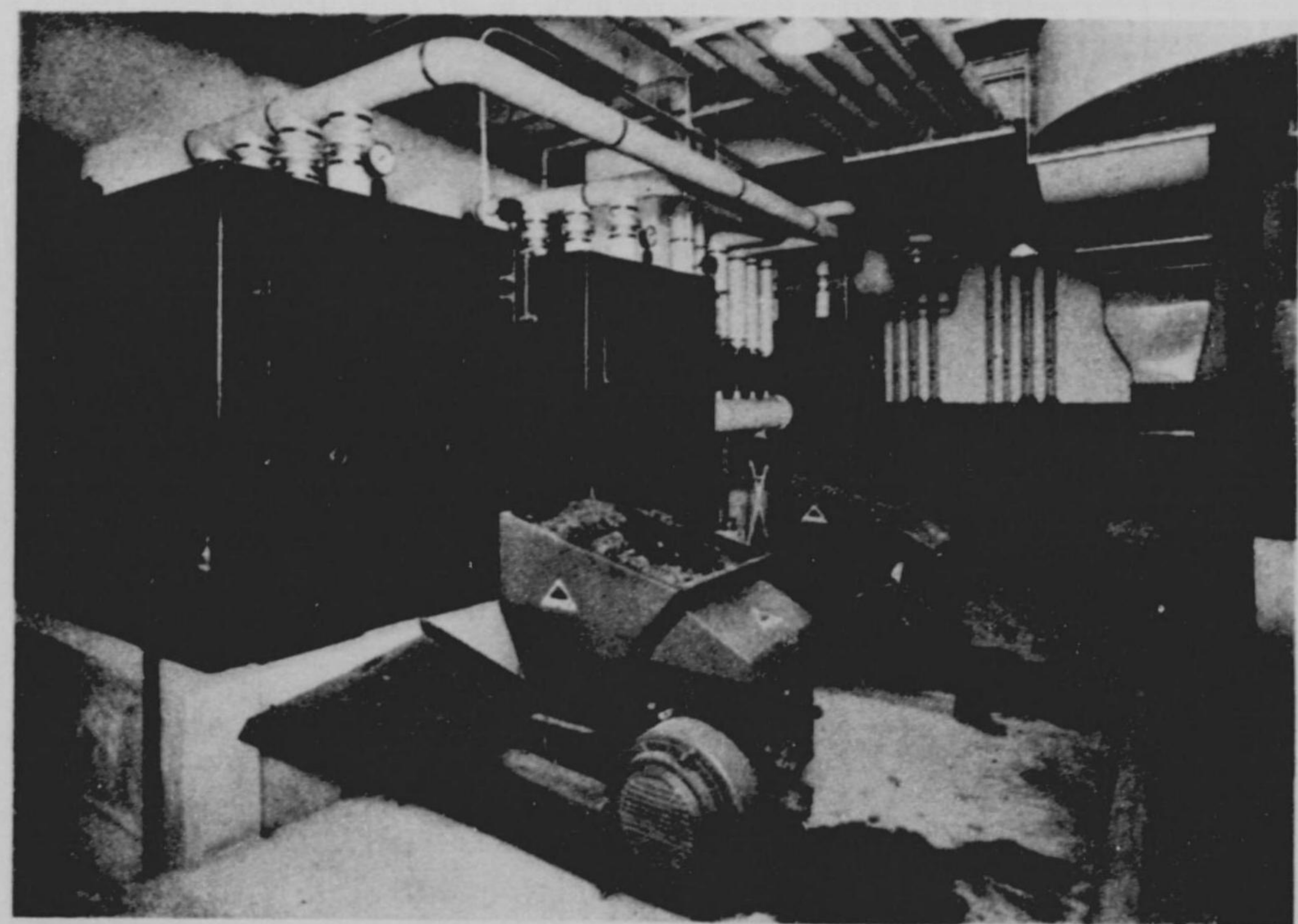
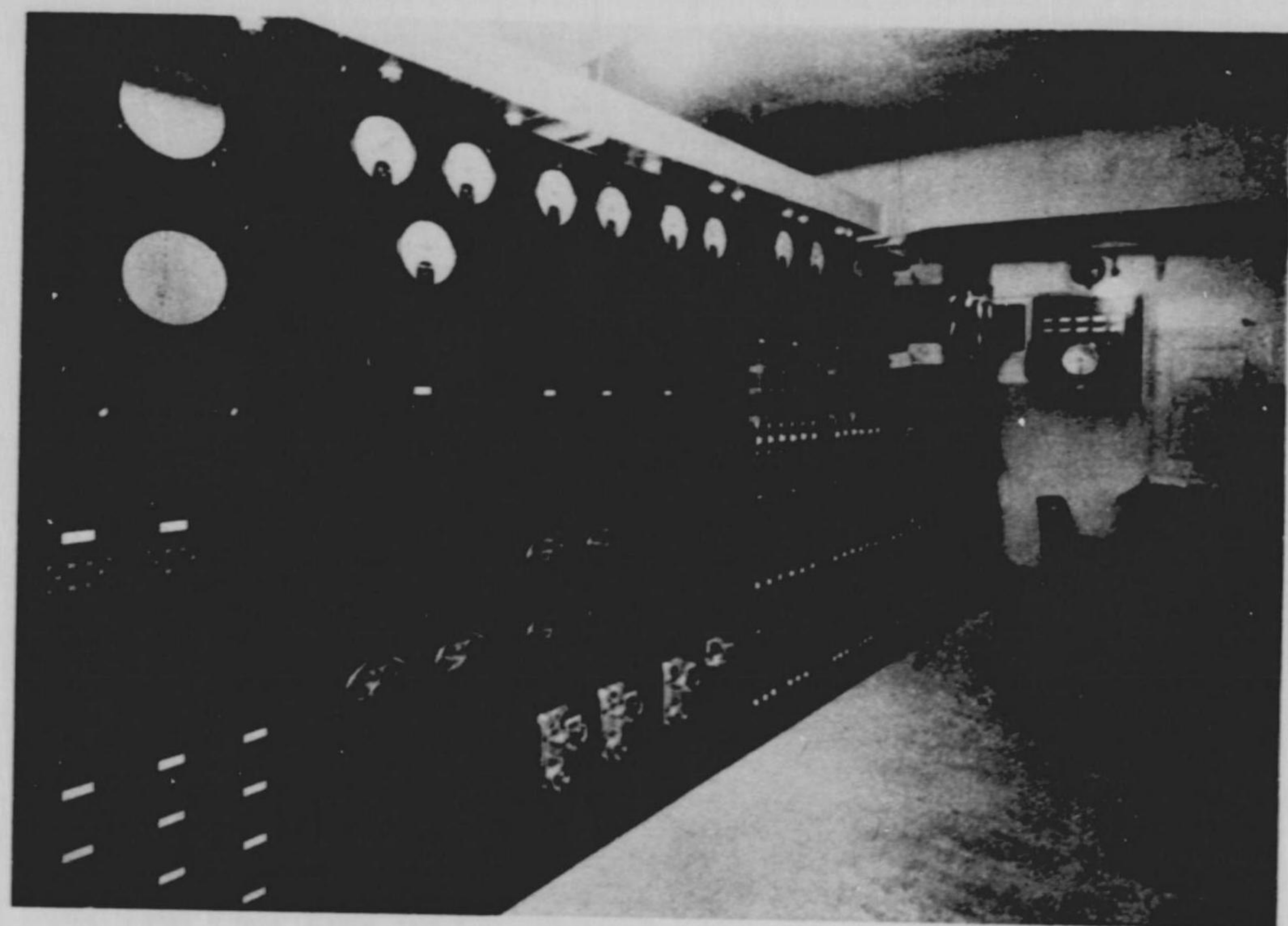
客溜は其の面積を十分廣くとつて裕りを持たせ非常に落着きのあるものとした。



部内所業營店本

本店營業所內部

一階營業室西側客溜



室務工下地

地下工務室

寫眞上圖は配電盤室、下圖は工務室の一部

地下工務室

寫真上圖は配電盤室、下圖は工務室の一部

第九章 社内の諸施設

第一節 共同會及銃後會

一、共同會

共同會は當會社の社員及女子事務員を以て會員とし、會員相互間の親睦を圖ることを目的として設けられたものであります。即ち慶弔時其の他必要ある場合に慶弔金、見舞金等を贈呈し、會員相互間の親睦を助成することと致したのであります。次に共同會の規約を掲げて本會の内容の説明に代へることと致します。

共同會規約

第一章 總則

第一條 本會ハ共同會ト稱ス

第二條 本會ハ本部ヲ共同信託株式會社以下單ニ會社ト稱スノ本店ニ、東京支店及福岡支店ニ夫々東京支部

及福岡支部ヲ置ク

第三條 本會ハ會員ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章 會員

第四條 本會ハ會社ノ社員及女子事務員ヲ以テ組織ス

第三章 役員

第五條 本會ニ顧問二名ヲ置ク

第六條 顧問ニハ會社ノ常務取締役ヲ推戴ス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 一名

監事 一名

委員 二名

第八條 理事及監事ハ部長又ハ課長ノ中ヨリ顧問之ヲ指名ス

第九條 理事ハ會務ヲ掌ル

第十條 監事ハ會務ヲ監査ス

第十一條 理事及監事ノ任期ハ二ケ年トス

第十二條 委員ハ會員中ヨリ互選ス

第十三條 委員ハ本部又ハ支部ノ常務ヲ擔當ス

第十四條 委員ノ任期ハ六ケ月トス
前項ノ任期滿了シタルトキハ委員ハ其ノ任期中ノ事業ノ報告ヲ爲シ會員ノ承認ヲ受クベキモノトス

第四章 會費及會計

第十五條 會員ハ會費トシテ毎月給料受領日ニ月給ノ千分ノ五ヲ納付スルモノトス

第十六條 本會ノ事業ニ要スル資金ハ前條ニ定ムル會費並ニ寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第五章 事業

第十七條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、慶弔金、見舞金ノ贈呈

二、其ノ他會員ノ利益ノ爲適當ト認メタル事業

二、銃後會

昭和十二年支那事變勃發と共に當會社社員中より名譽の召集を受ける者も多數に上りましたので、會社と戦地に在る社員及留守宅との唯一の連絡機關として生れましたのが我が共同信託銃後會であります。

壯行歡送會、歸還歡迎會及戦地への慰問に付ては遺憾なく其の機能を發揮致しました。次

に本會の會則を記し事業の説明に代へることと致します。

共同信託後會々則

- 第一條 本會ヲ共同信託後會ト稱ス
- 第二條 本會ハ共同信託株式會社本店在職員一同ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ共同信託株式會社在職員又ハ其ノ縁故者ガ支那事變ニ應召セラレタル場合其ノ歡迎、慰問、慰問
- 第四條 本會ハ支那事變終了シタルトキハ解散スルモノトス但シ其ノ事務ヲ基金ト共ニ共同會ニ引續ケコトアルベシ
- 第五條 本會ノ目的達成ニ要スル費用ハ會費又ハ寄附金ニ依リ支辨ス
- 第六條 會費ハ應召者一名毎ニ會員ヨリ給料ノ百分ノ一以内ニ於テ徵收ス
- 第七條 會費徵收ニ關スル件其ノ他本會ノ一切ノ事務處理ノ爲幹事五名ヲ選舉スルモノトス
- 第八條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ
- 第九條 幹事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ前任幹事ノ指名ヲ以テ直ニ充員スルモノトス
- 第十條 幹事ハ毎月處理シタル事項ヲ翌月十日迄ニ會員ニ通知スルモノトス

第二節 運動部及同好會

一、運動部

當會社には社員の厚生と親睦を圖る爲、野球部、庭球部、水泳部、登山遠足部及卓球部の各部が設けられました。最初は社員の數も少なかつた爲に此等の運動部に參加する人達も少く又利用せられる機會も稀であつたのでありますが、毎日机に向つて事務を執る者にとつて心身の鍛鍊が必要であることの認識が深まり、一方社員の數も年々増加しましたので次第に參加者も多くなり、其の効果も大いに舉りました。

(1) 野 球 部

野球部は比較的早く作られましたが、初期には部員も少なかつた關係上對外的に試合をすることも少なかつたのであります。併し業務の發展に伴ひ社員の數も逐年増加し、従つて部員の數も増加致しましたので「信託聯盟關西支部」に加入し各社と試合を行ひ、又春秋には社内各課對抗の試合を催すのを恒例と致しました。

(2) 卓球部

何時でも手軽に出来る卓球は最も親しみ易い運動の一種でありまして、同好の士も比較的多かつたのでありますが、舊社屋に於ては卓球臺設置の場所が無く従つて卓球部の正式な誕生は新社屋落成後即ち昭和十四年一月であります。

爾來部員數も増加し各方面と試合を行いました。

又在阪の各信託會社に於きましても卓球熱が次第に盛となり、各社相互に對抗試合も行はれる様になりましたので、「信託卓球聯盟」の結成を在阪の各社に提唱しまして、其の賛同を得てゐたのでありますが、當會社の合併の爲殘念乍ら其の實現を見るに至りませんでした。

(3) 登山遠足部

日常机に向ひ、ペンと算盤を相手にしてゐる者にとつて休日の一日を新鮮な空氣と自然に親しむことの極めて必要なことは申すまでもありません。

創立以來春秋の二期には近郊の散策を兼ねて懇親會が催されました。神社佛閣に詣で、名所舊蹟を訪ね、或は花を求め、紅葉を踏み分けて重役社員一同が愉快に一日を過すことを

恒例と致しました。

併し乍ら昭和十年頃より若い人達の間には何時しか「歩かうではないか」と云ふ聲が生まれて休日を利用して近郊の山野をハイキングする集まりが出来たのであります。之に参加する人達も次第に増加致しまして昭和十四年の夏頃より運動部の一として存在することとなりました。

尙又、國體明徴、日本精神の涵養を目的とし「皇陵、神社奉拜會」を組織致しまして、近畿地方の皇陵、皇室に御由緒深い神社を奉拜し、皇室の彌榮と國運の隆昌を祈念し以て日本精神の涵養に努めたのであります。

二、同好會

運動部の外に興味と娯樂を本位とし同好の士が相寄り、俳句、圍碁、將棋及寫眞の同好會を組織致しました。此處では俳句及寫眞の同好會に付てのみ其の概略を述べることと致します。

(1) 俳句同好會(早苗會)

『早苗會はまことに朗らかな集りである。同人は寛容で且純真であるが、同時に夫々一廉の説を持つてゐるうるさい人々である。何等の系統もなく、また統率者も居ないから各人は廣き立場で思ひのままに自他の句評をする。或は敬承し、或は痛論することに躊躇しない。悪趣味を嗜むものもあれば、巧緻を弄ぶものもある。絢爛を讚へ或は枯淡を愛する。之等のものが渾然として句會に生々の魂を與へる。時と人と環境との融和したあのなごやかな句會の思ひ出は限りなくありがたいものである。句集を繕いて此の悦樂にひたることを想へば、自から胸の躍るのを覺える。今後何年か経つて吾々の藝術が大いに向上し、或は新境地を拓く様なことがあつても、興趣は更に津々たるものがあると共に、懐しさは愈々加はることであらう。句集「毛見」は當に珍藏に價するものと信ずる。』

右に記しましたのは句集「毛見」の序であり、早苗會の發會の趣意書であり、早苗會の面目を遺憾なく現はしたものであります。

最初の句集は「毛見」でありまして、時候、人事、天文、地理、動植物に互り新年、春、秋、夏、冬の五部より成り一千二百六十句を集録したものであります。



第二集は「麥踏」であります。

本句集は「毛見」収録後三年間の句を集め添削指導を虚明、巨口、青畝の諸先生にお願ひしたものであります。

此の句集は大體句會に發表せられた儘を編輯したものでありまして、昭和七年十月より昭和十年十月迄に二十四回に互り開かれた句會に發表された九百九十一句を載せて居ます。其の後は首藤素史先生の指導啓發を受け月例會は時に吟行を交へ其の成果を第三集として編纂中に合併となり未完成に終りましたことは残念であります。

(二) 寫真同好會

寫真同好會が生れましたのは昭和十年二月二十七日であります。寫真機を通じて互に親しみを深めると共に、殊に日常事務に携はつてゐる者にとりましては寫真機を片手に題材を求めつつ山野を歩くことは肉體的にも精神的にも誠に意義のあることと考へられましたので、其の趣旨に賛同する者多數集り、本會を結成したのであり

ます。

休日を利用して撮影會を催し、古都の春に、鄙びた風景にカメラを向け、會心の作品を例會に出品して互に隔意なき意見を交換し、談論風發、和氣藹々の裡に親睦を深めたのであります。

第十章 慰 靈 祭

當會社は昭和二年八月創業以來業務の伸展と共に人員も亦逐年増加しましたが、創業當初に於ては役員十六名、社員二十三名、女子事務員及雇員九名に過ぎませんでした。之を昭和十五年下期現在に比すれば隔世の感があります。即ち解散直前に於ては役員十五名、社員百二十二名、女子事務員及雇員九十二名の多きに達したのであります。此の十數星霜の間に不幸二豎の冒す所となり、役員九名社員女子事務員九名の方々が物故せられました。何分人の世は定めなきものではありませんが、此等の方々は終始當會社の爲に努力せられたのであります。今日の盛大を見ずして幽明境を異にせられたことは誠に惜しみて尚ほ餘りある次第であります。

當會社は解散に當り前記物故役員及社員、雇員に對し當會社の業績と合併に付き報告を爲し以て其の靈を慰める爲次の通り慰靈祭を執行したのであります。

慰靈祭概要

一、祭場 本社營業室

一、僧侶 大谷派難波別院輪番外七名、番僧二名

一、參列者 物故役員遺族

物故社員及雇員遺族

昭和十六年三月十五日菊池取締役會長祭主となり志波副社長、門脇常務取締役、吉田常務
監査役は夫々副祭主、高山常務取締役は委員長となり、役員及本社々員竝に東京、福岡各
支店代表者列席の下に慰靈祭が嚴修せられたのであります。

祭典の次第

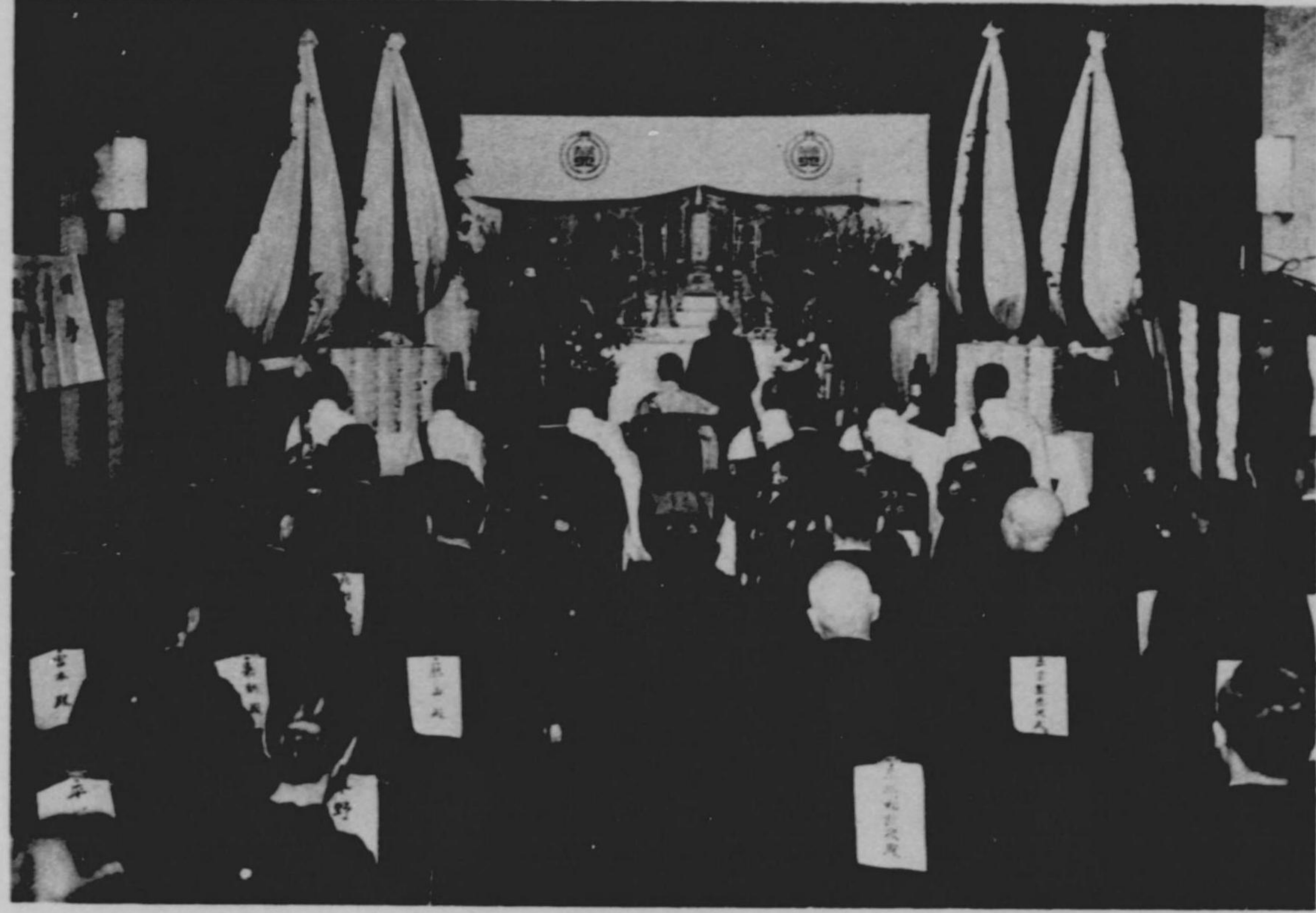
一、一同着席

一、宮城遙拜

一、高山委員長挨拶

一、一同禮拜

一、伽陀(導師焼香)



祭 靈 慰

慰靈祭

昭和十六年三月十五日一階營業室に於て舉行
寫眞は菊池取締役會長の祭詞奏讀

一、祭 詞（菊池祭主奏讀）

一、讀 經

一、燒 香

x

x

x

祭文

時維レ皇紀二千六百一年三月十五日茲ニ余輩等舊縁ノモノ一同相集リ吾カ共同信託株式會社物故役員及社員ノ慰靈祭ヲ舉行シ故北村吉之助君外十七君ノ英靈ヲ弔フ
惟ルニ吾カ社ハ昭和二年八月開業以來時勢ノ進展ニ伴ヒ成長ヲ遂クルト共ニ役員社員一致協力シ社業ノ躍進大イニ見ルヘキモノアリ。殊ニ今次支那事變勃發以來時局ノ重大ニ鑑ミ、克ク國策ニ順應シ、國民貯蓄ノ増大、生産力ノ擴充國債ノ消化ニ力ヲ致ス一方、新ニ社屋ヲ建築シ曩ニ東京ニ、昨秋ハ福岡ニ支店ヲ設置シ設備陣容ヲ整へ、著々業務ヲ擴張シ以テ將來ノ一大伸展ヲ期シタリ。然ルニ今回三和信託ノ誕生ニ際會スルヤ欣然之ニ參加シテ東亞共榮圈ノ確立ニ金融部門ノ一翼トシテ重大使命ノ遂行ヲ誓フ。

此ノ秋ニ方リ物故者各位ノ靈前ニ清壇ヲ設ケ、祭祭ヲ奉リ恭シク諸氏ノ芳魂ヲ迎ヘ、往時ノ烈々タル奉公ノ誠ヲ偲フ。感慨更ニ新ナルモノアリ。時恰モ全世界ハ一大轉換ノ機ニアリテ吾カ社業亦正ニ脱皮躍進ノ途ニ際ス。冀クハ英靈來リテ照覽ヲ賜ヒ永ヘノ加護ヲ垂レ給ハンコトヲ。茲ニ謹ミテ吾カ社運ノ興隆ヲ奉告シ英靈ヲ慰メントス。在天ノ英靈之ヲ饗ケヨ。

昭和十六年三月十五日

共同信託株式會社

祭主 取締役會長 菊池恭三

物故役員及社員左の通りであります。

一、物故役員

副社長 北村吉之助

二、物故社員及雇員

取締役	寺田甚與茂	取締役	竹尾治右衛門	取締役	宮本利右衛門	取締役	嘉納治郎右衛門	監査役	鍋島直明	相談役	田代重右衛門	相談役	藤山雷太	相談役	根津嘉一郎	調査役	平野一郎	調査役	青木卓	書記	小林要	書記	渡邊俊

卓 (營業部長代理)
要 (不動産課長心得)

資 産 (借 方)

科 目	期 別	第 一 期	第 五 期	第 十 期	第 二 十 七 期
固 有 勘 定					
拂 込 未 済 資 本 金		22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	30,000,000.00
國 債		1,017,500.00	1,276,760.00	1,260,100.00	3,400,000.00
地 方 債		502,000.00	240,100.00	0	1,000,000.00
社 債		1,286,300.00	4,129,950.00	4,435,500.00	160,986.00
株 式		647,932.50	63,400.00	0	292,147.34
所 有 不 動 産		0	0	0	1,168,939.01
公債其ノ他有價証券擔保貸付金		1,277,062.76	617,508.06	1,255,962.19	10,421.33
不 動 産 抵 當 貸 付 金		436,500.00	414,000.00	514,000.00	8,424.98
財 團 抵 當 貸 付 金		2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	25,157.55
銀 行 へ ノ 預 ケ 金		392,094.51	57,785.20	102,276.92	115,000.00
郵 便 貯 金		10.00	264.97	2,085.33	15,999.74
保 證 債 務 見 返		75,000.00	466,000.00	1,043,274.18	1,716,871.42
代 理 事 務 立 替 金		0	0	0	1,158,532.44
立 替 金		0	0	0	
營 業 用 土 地 建 物 什 器		12,474.91	0	0	
假 拂 金		99,143.97	75,373.26	16,343.16	
現 金		69,745.95	75,413.94	146,271.08	
計		30,252,764.40	31,916,555.43	33,275,812.86	37,913,947.37
信 託 勘 定					
國 債		836,978.00	2,568,735.00	7,845,926.51	141,457,727.42
外 國 債		0	0	0	1,206,724.06
地 方 債		53,950.00	2,214,080.00	3,326,115.00	123,176,003.12
社 債		2,742,029.00	23,968,489.28	24,016,903.79	1,804,703.57
株 式		165,215.50	7,235,863.50	7,631,678.52	5,729,991.21
外 國 債 以 外 ノ 外 國 證 券		0	0	0	
公債其ノ他有價証券擔保貸付金		7,246,591.96	5,629,872.82	5,716,613.48	
不 動 産 擔 保 貸 付 金		2,358,600.00	13,012,325.00	12,862,662.80	
財 團 抵 當 貸 付 金		2,600,000.00	4,829,000.00	4,742,000.00	
債 權 擔 保 貸 付 金		0	0	0	
保 證 貸 付 金		526,500.00	793,500.00	55,000.00	
公 共 債 及 産 業 組 合 へ ノ 貸 付 金		10,000.00	2,131,185.58	3,418,009.38	
手 形 貸 付 金		8,745,663.37	15,198,732.67	20,006,868.44	
設 書 貸 付 金		0	4,654,240.10	5,142,932.10	
銀 行 へ ノ 預 ケ 金		1,142,626.17	1,145,073.87	2,842,958.74	
貸 付 有 價 證 券		469,400.00	18,200.00	202,715.00	
生 命 保 險 債 權		0	0	4,160.00	
信 託 受 益 權		0	0	0	
不 動 産		40,241.60	2,208,166.80	3,308,587.45	
假 拂 金 其 ノ 他		30,047.24	324,744.01	476,116.25	
現 金		68,893.18	217,584.04	207,990.20	
計		27,066,736.02	86,149,793.04	101,827,237.66	273,375,149.38
總 計		57,319,500.42	118,066,348.47	135,103,050.52	311,289,096.75

雇 雇 雇 嘱 書

託 記

谷 小 涌 遠 藤

奥 西 島 藤 田

愛 博 壽 祐

子 子 枝 太 巖

(後 任 務 課 長 代 理 人)

資 産 (借 方)

當 會 社 貸 借 對 照 表 (摘 録)

負 債 (貸 方)

科 目	期 別							科 目	期 別						
	第 一 期	第 五 期	第 十 期	第 十 五 期	第 二 十 期	第 二 十 五 期	第 二 十 七 期		第 一 期	第 五 期	第 十 期	第 十 五 期	第 二 十 期	第 二 十 五 期	第 二 十 七 期
固有勘定								固有勘定							
拂込未済資本金	22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	22,500,000.00	資 本 金	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00
國 債	1,017,500.00	1,276,760.00	1,260,100.00	1,274,000.00	1,711,000.00	1,627,500.00	2,077,500.00	法 定 準 備 金	0	650,000.00	1,250,000.00	1,900,000.00	2,650,000.00	3,200,000.00	3,400,000.00
地 方 債	502,000.00	240,100.00	0	1,282,500.00	641,500.00	561,100.00	360,000.00	別 途 積 立 金	0	0	0	100,000.00	600,000.00	900,000.00	1,000,000.00
社 債	1,286,300.00	4,129,950.00	4,435,500.00	4,656,395.00	3,187,225.00	2,523,350.00	1,758,300.00	社 員 退 職 慰 勞 準 備 金	0	0	17,635.00	66,035.00	100,231.00	136,786.00	160,986.00
株 式	647,932.50	63,400.00	0	0	1,934,720.00	1,832,050.00	1,803,010.00	擔 保 附 保 證 債 務	75,000.00	466,000.00	1,043,274.18	613,885.24	603,083.68	405,745.75	292,147.34
所 有 不 動 産	0	0	0	0	0	0	16,375.45	代 理 事 務 受 入 金	0	160,917.69	18,745.56	10,772.59	161,526.03	561,112.41	1,168,939.01
公債其ノ他有價証券担保貸付金	1,277,062.76	617,508.06	1,255,962.19	1,511,431.78	1,709,772.12	1,805,550.00	2,223,400.00	假 受 金	53,359.74	4,585.64	2,550.00	344.78	6,104.08	57,835.98	10,421.33
不動産抵當貸付金	436,500.00	414,000.00	514,000.00	1,535,500.00	2,409,600.00	1,305,684.67	1,706,049.17	未 拂 配 當 金	0	0	7,075.67	7,878.84	6,575.95	6,367.55	8,424.98
財團抵當貸付金	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	325,000.00	225,000.00	1,093,000.00	1,705,500.00	社 員 身 元 保 證 金	52.40	1,751.59	4,155.36	11,246.69	11,229.12	18,724.13	25,157.55
銀行へノ預ケ金	392,094.51	57,785.20	102,276.92	278,108.71	489,577.55	1,068,145.78	724,947.33	税 金 引 當 概 算 金	0	0	0	70,000.00	167,000.00	120,000.00	115,000.00
郵便貯金	10.00	264.97	2,085.33	996.32	5,191.50	5,356.56	9,917.66	未 經 過 利 益	14,156.36	18,784.01	21,165.34	7,324.44	8,906.62	17,772.80	15,999.74
保證債務見返	75,000.00	466,000.00	1,043,274.18	613,885.24	603,083.68	405,745.75	292,147.34	當 期 純 益 金	110,195.90	614,516.50	911,211.75	1,419,736.48	1,844,196.11	1,541,868.53	1,716,871.42
代理事務立替金	0	0	0	3,475.50	0	0	39,657.13	(内前期繰越金)	0	283,174.30	489,988.45	862,369.65	1,277,658.10	1,158,540.00	1,158,532.44
立 替 金	0	0	0	0	7,405.89	2,434.76	682.83								
營業用土地建物什器	12,474.91	0	0	0	498,741.66	1,781,025.31	1,976,591.37								
假 拂 金	99,143.97	75,373.26	16,343.16	4,553.88	38,201.41	10,853.00	40,722.59								
現 金	69,745.95	75,413.94	146,271.08	221,377.63	197,833.78	444,417.34	679,146.50								
計	30,252,764.40	31,916,555.43	33,275,812.86	34,207,224.06	36,158,852.59	36,966,213.15	37,913,947.37	計	30,252,764.40	31,916,555.43	33,275,812.86	34,207,224.06	36,158,852.59	36,966,213.15	37,913,947.37
信託勘定								信託勘定							
國 債	836,978.00	2,568,735.00	7,845,926.51	18,167,467.50	32,994,804.50	74,996,207.00	85,194,293.00	金 錢 信 託	18,999,653.87	64,810,223.54	78,771,626.84	114,745,570.28	130,839,064.51	137,800,764.70	141,457,727.42
外 國 債	0	0	0	0	0	1,082,000.00	1,016,000.00	金 錢 信 託 其 他 金 務 ノ 信 託	1,469,890.61	3,204,886.54	4,270,470.52	3,035,837.08	558,673.86	1,125,944.13	1,206,724.06
地 方 債	53,950.00	2,214,080.00	3,326,115.00	4,951,790.00	7,808,176.00	8,488,807.50	5,857,410.00	有 價 證 券 ノ 信 託	4,186,949.94	9,984,903.50	9,750,185.56	7,993,484.11	28,966,475.41	109,240,332.86	123,176,003.12
社 債	2,742,029.00	23,968,489.28	24,016,903.79	42,376,232.00	46,192,492.00	39,737,815.00	29,009,246.00	金 錢 債 權 ノ 信 託	2,370,000.00	6,053,342.66	6,169,808.30	5,335,521.57	142,207.00	1,931,496.69	1,804,703.57
株 式	165,215.50	7,235,863.50	7,631,678.52	5,688,359.00	8,078,299.50	9,857,820.97	9,749,393.30	土 地 及 其 ノ 定 著 物 ノ 信 託	40,241.60	2,096,436.80	2,865,146.44	4,290,642.49	4,866,623.03	5,759,283.32	5,729,991.21
外國債以外ノ外國證券	0	0	0	0	238,800.00	2,756,955.00	4,076,825.00								
公債其ノ他有價証券担保貸付金	7,246,591.96	5,629,872.82	5,716,613.48	12,255,503.73	16,767,449.02	20,951,879.00	32,177,042.41								
不動産擔保貸付金	2,358,600.00	13,012,325.00	12,862,662.80	9,153,053.04	16,515,863.73	24,803,207.30	28,376,293.23								
財團抵當貸付金	2,600,000.00	4,829,000.00	4,742,000.00	4,942,300.00	5,140,930.96	10,474,200.00	20,627,500.00								
債權擔保貸付金	0	0	0	1,583,534.22	1,155,403.91	1,780,908.13	7,246,303.65								
保證貸付金	526,500.00	793,500.00	55,000.00	50,000.00	5,710,600.00	5,361,656.65	4,727,656.65								
公共團體及産業組合ニ對スル貸付金	10,000.00	2,131,185.58	3,418,009.38	2,646,158.72	377,200.00	155,281.56	95,950.17								
手形貸付金	8,745,663.37	15,198,732.67	20,006,868.44	19,336,010.94	13,633,987.46	41,130,733.46	31,175,987.00								
證書貸付金	0	4,654,240.10	5,142,932.10	3,903,451.42	640,860.97	1,311,829.68	141,000.00								
銀行へノ預ケ金	1,142,626.17	1,145,073.87	2,842,958.74	3,882,011.31	2,915,121.68	4,450,834.11	4,910,579.73								
貸付有價證券	469,400.00	18,200.00	202,715.00	470,900.00	296,770.00	996,725.00	1,287,600.00								
生命保險債權	0	0	4,160.00	9,859.00	20,582.00	28,871.69	33,386.89								
信託受益權	0	0	0	102,400.00	17,084.00	859.00	20.00								
不 動 産	40,241.60	2,208,166.80	3,308,587.45	4,814,780.04	5,443,320.38	6,639,054.39	6,960,142.93								
假 拂 金 其 ノ 他	30,047.24	324,744.01	476,116.25	547,896.73	917,036.35	105,483.82	172,790.35								
現 金	68,893.18	217,584.04	207,990.20	519,347.88	510,861.35	746,672.44	539,129.01								
計	27,066,736.02	86,149,793.04	101,827,237.66	135,401,055.53	165,373,043.81	255,857,812.70	273,375,149.38	計	27,066,736.02	86,149,793.04	101,827,237.66	135,401,055.53	165,373,043.81	255,857,812.70	273,375,149.38
總 計	57,319,500.42	118,066,348.47	135,103,050.52	169,608,279.59	201,531,896.40	292,824,034.85	311,289,096.75	總 計	57,319,500.42	118,066,348.47	135,103,050.52	169,608,279.59	201,531,896.40	292,824,034.85	311,289,096.75

共同信託株式會社年表

昭和二年

七月七日

創立總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商業會議所ニ於テ開催シ、菊池恭三、北村吉之助、吉田平吾、嘉納治郎右衛門、寺田甚與茂、多木彖次郎、上山英一郎、宮本利右衛門、竹尾治右衛門、藤山愛一郎ヲ取締役ニ、阪上重信、鍋島直明ヲ監査役ニ選任セリ。相談役ニ藤山雷太、田代重右衛門、尼崎伊三郎ヲ選舉セリ。

取締役ノ互選ニ依リ取締役會長ニ菊池恭三ヲ、副社長ニ北村吉之助ヲ、常務取締役ニ吉田平吾ヲ選任シ、何レモ當會社ヲ代表スベキ取締役ニ當選就任セリ。

検査役ニ甲賀卯吉、平野復男ヲ選任セリ。

創立總會ヲ終了シ當會社成立セリ。

- 七月九日 信託業並ニ擔保附社債信託業營業免許申請書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 二十六日 大藏大臣ヨリ大阪府知事經由昭和二年七月二十三日附ヲ以テ右免許指令ノ示達ヲ受ケタリ
- 二十七日 大阪區裁判所ニ於テ當會社設立登記ヲ了セリ
- 八月一日 營業ヲ開始セリ
- 六日 信託業並ニ擔保附社債信託業開始届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 十一月九日 帝國人造絹絲株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 十日 信託業法第七條並ニ信託業法施行細則第十五條ニ依リ第三十七回五分利國庫債券額面總額壹百五萬圓ヲ大阪供託局ニ供託セリ
- 十日 大阪府知事經由大藏大臣ニ前項供託濟ノ旨届出デタリ
- 二十五日 琴平參宮電鐵株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 十二月十九日 第一期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商業會議所ニ於テ開催セリ

昭和三年

- 一月九日 第一期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 五月十日 嘉義電燈株式會社ト擔保附社債契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 六月二十一日 第二期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ
- 七月十一日 温泉電軌株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 十二日 第二期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 二十四日 株式會社神戸製鋼所ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 十一月十三日 福武電氣鐵道株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 十二月二十一日 第三期定時株主總會ヲ大阪市東區内本町橋詰町大阪府立實業會館ニ於テ開催セリ

昭和四年

一月八日 第三期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二月六日 取締役北村吉之助死亡セリ

十八日 取締役北村吉之助死亡ニ付大阪區裁判所ニ於テ之ガ登記ヲ了セリ

十九日 取締役北村吉之助死亡ニ付大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

四月三十日 金澤電氣軌道株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

六月四日 天皇陛下大阪府ニ行幸遊バサレタルニ付奉迎ノ爲謹ミテ休業セリ

二十一日 第四期定時株主總會ヲ大阪市北區中之島一丁目大阪市中央公會堂ニ開催セリ

定款中一部ヲ變更セリ

取締役ニ志波鷹治、八馬兼介、門脇正ヲ選任シ、會社ヲ代表スベキ取締役

ニ取締役門脇正ヲ選任セリ

二十八日 取締役志波鷹治、同八馬兼介、同門脇正ノ選任登記及代表取締役門脇正ノ選

任登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

七月十一日 取締役志波鷹治、同八馬兼介、同門脇正ノ就任届及代表取締役門脇正ノ就任

届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

定款竝ニ業務ノ種類及方法書變更認可申請書ヲ大藏大臣ニ提出セリ

七月十二日 第四期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二十四日 昭和四年七月十一日附申請ノ定款竝ニ業務ノ種類及方法書變更ノ件大藏大臣

ヨリ大阪府知事經由認可指令ノ示達ヲ受ケタリ

十月二十二日 長崎電氣軌道株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

十二月二十日 第五期定時株主總會ヲ大阪市東區内本町橋詰町大阪府立實業會館ニ於テ開催

セリ

監查役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清ノ三氏任期滿了ニ付改選シタル

處再選セラレタリ

二十六日 監查役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清再選重任シタルニ付之ガ登記ヲ大

阪區裁判所ニ於テ了セリ

監查役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清再選重任シタルニ付再選重任届ヲ

大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

昭和五年

- 一月三十日 第五期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 五月三十日 帝國人造絹絲株式會社擔保附社債信託事務終了ノ件大藏大臣ニ届出デタリ
- 六月二十一日 第六期定時株主總會ヲ大阪市北區中之島一丁目大阪市中央公會堂ニ開催セリ
- 七月十一日 第六期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 十二月二十二日 第七期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

取締役菊池恭三、同吉田平吾、同寺田甚與茂、同多木彖次郎、同上山英一郎、同宮本利右衛門、同竹尾治右衛門、同藤山愛一郎、同嘉納治郎右衛門ノ九名任期滿了ニ付改選シタル處嘉納治郎右衛門退任シ他ノ八名ハ再選セラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役菊池恭三、同吉田平吾再選セラレタリ

十二月二十三日

取締役菊池恭三、同吉田平吾、同寺田甚與茂、同多木彖次郎、同上山英一郎、同宮本利右衛門、同竹尾治右衛門、同藤山愛一郎ノ再選重任届竝ニ嘉納治郎右衛門ノ退任届及會社ヲ代表スベキ取締役菊池恭三、同吉田平吾ノ再選重任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

前項登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

昭和六年

- 一月九日 第七期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 五月三十一日 本月ニ於テ當會社ノ信託財産ハ一億圓ヲ突破セリ
- 六月二十二日 第八期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ
- 七月八日 第八期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 九月十七日 當會社受託ニ係ル琴平參宮電鐵株式會社物上擔保附社債ニ關シ昭和六年十月五日社債權者集會招集ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

十月十九日 當會社受託ニ係ル琴平參宮電鐵株式會社物上擔保附社債ニ關シ當會社ガ昭和六年十月五日招集シタル社債權者集會ノ狀況ヲ大藏大臣ニ届出デタリ

當會社受託ニ係ル琴平參宮電鐵株式會社物上擔保附社債ニ關シ當會社ガ昭和六年十月五日招集シタル社債權者集會ノ決議ニヨリ當會社ガ擔保附社債信託法第八十一條ニ依ル催告ヲ爲シタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

十一月二十三日 取締役寺田甚與茂死亡セリ

十二月四日 取締役寺田甚與茂昭和六年十一月二十三日死亡ニ付之ガ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

ニ申請セリ

五日 取締役寺田甚與茂死亡ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

十六日 取締役竹尾治右衛門死亡セリ

十九日 第九期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清ノ三氏任期滿了ニ付改選シタル

處再選セラレタリ

十二月二十四日 取締役竹尾治右衛門昭和六年十二月十六日死亡ニ付之ガ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

ニ申請セリ

監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清再選重任ニ付之ガ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

二十六日 取締役竹尾治右衛門死亡ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清再選重任ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

第九期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

昭和七年

二月十三日 琴平參宮電鐵株式會社物上擔保附社債ニ關シ社債權者集會ノ招集アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

大藏大臣ニ届出デタリ

三月十四日 前記社債ニ關スル社債權者集會ノ決議錄謄本ヲ大藏大臣ニ提出セリ

六月十日 大阪供託局ニ左記國債ヲ供託セリ

第二十五回五分利國庫債券額面六萬圓

前記國債供託ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

二十一日 第十期定時株主總會ヲ大阪市北區中之島二丁目大阪市中央公會堂ニ於テ開催セリ

取締役門脇正、同志波鷹治、同八馬兼介任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役門脇正選任セラレタリ

二十九日

取締役門脇正、同志波鷹治、同八馬兼介再選重任並ニ會社ヲ代表スベキ取締役門脇正選任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

前記取締役再選重任届並ニ會社ヲ代表スベキ取締役選任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

第十期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

七月四日

取締役多木条次郎辭任セリ

七日

取締役多木条次郎辭任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

前記辭任ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

十八日

大阪供託局ニ左記國債ヲ供託セリ

特別五分利公債額面四十萬圓

第二十五回五分利國庫債券額面十萬圓

第二十七回五分利國庫債券額面十萬圓

十九日

前記國債供託ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

八月十二日

大阪供託局ニ左記國債ヲ供託セリ

特別五分利公債額面四十萬圓

第三十二回五分利國庫債券額面五萬圓

十三日

前記國債供託ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

十一月二日

琴平參宮電鐵株式會社發行物上擔保附社債ニ關シ社債權者集會ノ招集アリタ

ル旨大藏大臣ニ届出デタリ

十一月十四日

天皇陛下行幸遊バサレタルニ付奉迎ノ爲謹ミテ休業セリ

二十日

第十一期定時株主總會ヲ大阪市北區中之島一丁目大阪市中央公會堂ニ於テ開催セリ

取締役ニ森平兵衛、寺田甚吉新ニ選任セラレタリ

二十六日

前記琴平參宮電鐵株式會社發行物上擔保附社債ニ關スル社債權者集會ノ決議録謄本ヲ大藏大臣ニ提出セリ

十二月二十六日

森平兵衛、寺田甚吉ヲ取締役ニ選任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

二十七日

前記取締役選任ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ
第十一期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

昭和八年

六月十五日

金澤電氣軌道株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十九日

金澤電氣軌道株式會社第三回擔保附社債ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届

出デタリ

六月二十日

第十二期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

二十九日

第十二期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

七月十四日

株式會社神戸製鋼所擔保附社債信託契約事項變更ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十五日

金澤電氣軌道株式會社第三回擔保附社債ニ關シ追加届書ヲ大藏大臣ニ提出セ

二十九日

温泉電軌株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

八月十日

温泉電軌株式會社第二回擔保附社債ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届出デ

九月十五日

臺灣電燈株式會社ト擔保附社債信託契約締結ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

臺灣電燈株式會社擔保附社債ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

十六日

嘉義電燈株式會社擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十一月十日

株式會社神戸製鋼所擔保附社債未拂元利金ヲ大阪供託局ニ供託セリ

十一日

琴平參宮電鐵株式會社第二回擔保附社債ニ關シ社債權者集會ノ招集アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

十四日

株式會社神戸製鋼所擔保附社債未拂元利金供託ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

二十日

株式會社神戸製鋼所擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

二十九日

金澤電氣軌道株式會社第二回擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十二月十二日

温泉電軌株式會社第一回擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十三日

琴平參宮電鐵株式會社第二回擔保附社債ニ關スル社債權者集會ノ決議録謄本ヲ大藏大臣ニ提出セリ

琴平參宮電鐵株式會社第二回擔保附社債ニ關スル社債權者集會ノ代表者ノ爲

シタル決定及該決定ヲ執行シタル旨ヲ大藏大臣ニ届出デタリ

二十日

第十三期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開

催セリ

取締役菊池恭三、同吉田平吾、同上山英一郎、同宮本利右衛門、同藤山愛

一郎任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役菊池恭三、同志波鷹治、同吉田平吾選任

セラレタリ

監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清任期滿了ニ付改選シタル處再選

セラレタリ

十二月二十九日

皇太子殿下御誕生遊バサレタルニ付謹ミテ祝意ヲ表スル爲同業會社ノ申合ニ依リ休業セリ

三十日

第十三期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

取締役菊池恭三、同吉田平吾、同上山英一郎、同宮本利右衛門、同藤山愛一

郎再選重任、會社ヲ代表スベキ取締役菊池恭三、同志波鷹治、同吉田平吾選

任並ニ監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清再選重任ノ登記ヲ大阪區裁

判所ニ申請セリ

昭和九年

三九二

一月四日 前記取締役再選重任、會社ヲ代表スベキ取締役選任並ニ監査役再選重任ノ旨

大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

二月五日 取締役宮本利右衛門辭任セリ

十四日 臺灣電燈株式會社擔保附社債信託契約事項變更ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

溫泉電軌株式會社第二回擔保附社債信託契約事項變更ノ旨大藏大臣ニ届出デ

タリ

十六日 取締役宮本利右衛門辭任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

前記取締役辭任ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

三月三十一日 本月ニ於テ當會社ノ金錢信託ハ一億圓ヲ突破セリ

六月五日 故東郷元帥國葬ニ付弔意ヲ表スル爲同業會社ノ申合ニ依リ臨時休業セリ

十八日 長崎電氣軌道株式會社ガ第四回物上擔保附社債ヲ發行スルニ付同社ト信託契

約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

長崎電氣軌道株式會社第四回物上擔保附社債賣出ニ關シ公告アリタル旨大藏

大臣ニ届出デタリ

六月二十日 第十四期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開

催セリ

三十日 第十四期營業報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

七月十七日 福武電氣鐵道株式會社物上擔保附社債未拂元利金ヲ福井供託局ニ供託セリ

二十日 福武電氣鐵道株式會社物上擔保附社債未拂元利金供託ノ旨大藏大臣ニ届出デ

タリ

八月十五日 長崎電氣軌道株式會社第三回物上擔保附社債未拂元利金ヲ大阪供託局ニ供託

セリ

二十日 長崎電氣軌道株式會社第三回物上擔保附社債未拂元利金供託ノ旨大藏大臣ニ

届出デタリ

三九三

八月二十八日 金澤電氣軌道株式會社ガ第四回物上擔保附社債ヲ發行スルニ付同社ト信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

二十九日 金澤電氣軌道株式會社第四回物上擔保附社債賣出ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

三十一日 長崎電氣軌道株式會社第三回物上擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

九月三日 福武電氣鐵道株式會社物上擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十二月十七日 金澤電氣軌道株式會社第三回物上擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十二月二十日 第十五期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

二十一日 株式會社壽製作所第一回物上擔保附社債發行ニ關シ信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

臣ニ届出デタリ

株式會社壽製作所第一回物上擔保附社債賣出ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

昭和十年

一月二十一日 第十五期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

四月二十日 温泉電軌株式會社第三回物上擔保附社債發行ニ關シ信託契約締結ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

五月十五日 温泉電軌株式會社第三回物上擔保附社債募集ニ關シ公告アリタル旨大藏大臣ニ届出デタリ

六月二十一日 第十六期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

東京支店設置ニ付定款ノ一部ヲ變更セリ

取締役志波鷹治、同門脇正、同八馬兼介任期滿了ニ付改選シタル處再選セ

ラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役志波鷹治、同門脇正再選セラレタリ

六月二十二日 東京支店設置ニ伴フ定款變更認可申請書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セ

リ

二十五日 取締役志波鷹治、同門脇正、同八馬兼介再選重任竝ニ會社ヲ代表スベキ取締

役志波鷹治、同門脇正再選重任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

二十六日 前記取締役竝ニ會社ヲ代表スベキ取締役再選重任ノ旨大阪府知事經由大藏大

臣ニ届出デタリ

七月十一日 第十六期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

十三日 東京支店設置ニ伴フ定款變更認可書ヲ大阪府經濟部長經由大藏大臣ヨリ交付

セラレタリ

十五日 東京支店設立ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

二十七日 東京支店設立ノ登記ヲ東京區裁判所ニ申請セリ

七月二十九日 温泉電軌株式會社第二回物上擔保附社債信託事務終了ノ旨大藏大臣ニ届出デ

タリ

八月一日 東京支店營業開始ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

二十二日 温泉電軌株式會社第二回物上擔保附社債未拂元利金供託ノ旨大藏大臣ニ届出

デタリ

十月二十八日 金澤電氣軌道株式會社第五回物上擔保附社債信託契約締結竝ニ社債賣出公告

ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

十一月十八日 長崎電氣軌道株式會社第五回物上擔保附社債信託契約締結竝ニ社債賣出公告

ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

二十日 業務ノ種類及方法書變更認可申請書竝ニ理由書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ

提出セリ

二十二日 天滿織物株式會社第二回物上擔保附社債信託契約締結竝ニ社債賣出公告ノ旨

ヲ大藏大臣ニ届出デタリ

十二月二十日 第十七期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

取締役森平兵衛、同寺田甚吉任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレタリ
監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレタリ

新ニ取締役ニ豊田利三郎ヲ選任シ根津嘉一郎ヲ相談役ニ囑託セリ
業務ノ種類及方法書一部變更ノ件大藏大臣ヨリ認可セラレタリ

二十六日 取締役寺田甚吉、同森平兵衛、同豊田利三郎、監査役阪上重信、同鍋島直明、同佐野政清選任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

昭和十一年

一月八日 前記取締役及監査役選任ノ登記ヲ東京區裁判所ニ申請セリ

二十五日 前記取締役及監査役選任ノ登記ヲ東京區裁判所ニ申請セリ
第十七期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二月一日 長崎電氣軌道株式會社第四回物上擔保附社債信託未拂元利金ヲ大阪供託局ニ供託ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

三月九日 長崎電氣軌道株式會社第四回物上擔保附社債信託事務終了ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

四月六日 臺灣電燈株式會社第壹回物上擔保附社債信託事務終了ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

六日 臺灣電燈株式會社第壹回物上擔保附社債信託事務終了ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

九日 金澤電氣軌道株式會社第四回物上擔保附社債信託事務終了ノ件大藏大臣ニ届出デタリ

六月十日 大阪窯業セメント株式會社第壹回物上擔保附社債發行ニ付同社ト信託契約締結ノ旨大藏大臣ニ届出デタリ

二十日 第十八期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開

催セリ

新ニ取締役ニ高山潤三郎ヲ選任セリ

七月二日 取締役ニ高山潤三郎就任ノ旨大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ

三日 取締役高山潤三郎選任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セリ

六日 前記取締役選任ノ登記ヲ東京區裁判所ニ申請セリ

十四日 第十八期營業報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二十一日 琴平參宮電鐵株式會社第貳回物上擔保附社債ニ關スル追加擔保契約締結ノ旨

大藏大臣ニ届出デタリ

十一月六日 株式會社壽製作所第壹回物上擔保附社債信託契約ニ關シ同社住所變更ノ旨大

藏大臣ニ届出デタリ

琴平參宮電鐵株式會社第貳回物上擔保附社債ニ關シ社債權者集會招集ノ旨大

藏大臣ニ届出デタリ

十二月十二日 株式會社丸物第壹回物上擔保附社債信託契約締結届竝ニ同社債賣出公告届ヲ

大藏大臣ニ提出セリ

十二月二十日 第十九期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開

催セリ

取締役菊池恭三、同吉田平吾、同上山英一郎、同藤山愛一郎、任期滿了ニ

付改選シタル所再選セラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役菊池恭三、同吉田平吾選任セラレタリ

二十六日 取締役菊池恭三、同吉田平吾、同上山英一郎、同藤山愛一郎竝ニ會社ヲ代表

スベキ取締役菊池恭三、同吉田平吾ノ就任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提

出セリ

二十八日 琴平參宮電鐵株式會社第貳回物上擔保附社債ニ關スル社債權者集會狀況届ヲ

大藏大臣ニ提出セリ

昭和十二年

一月六日 前記取締役竝ニ會社ヲ代表スベキ取締役ノ選任登記ヲ大阪區裁判所ニ申請セ

- 一月九日 第十九期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 十一日 前記取締役並ニ會社ヲ代表スベキ取締役ノ選任登記ヲ東京區裁判所ニ申請セリ
- 三十日 琴平參宮電鐵株式會社社債ニ關スル社債權者集會代表者ノ爲シタル決定届ヲ大藏大臣ニ提出セリ
- 二月六日 前記決定ノ執行届ヲ大藏大臣ニ届出デタリ
- 四月十四日 本店營業所建築認可申請書ヲ大阪府知事ニ提出セリ
- 五月十三日 前記建築認可申請ノ件ニ付大阪府知事ヨリ認可證ヲ受領セリ
- 六月二十一日 第二十期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ
- 七月十三日 第二十期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 九月十五日 臨時資金調整法第三條ニ基ク資金ノ自治的調整ヲ爲スノ件ニ付信託協會ヲ通

- 十月二十五日 ジ大藏大臣ニ上申書ヲ提出セリ
營業用建物ニ關シ臨時資金調整法ニ基ク事業設備新設許可申請書ヲ日本銀行大阪支店經由大藏大臣及商工大臣ニ提出セリ
- 十一月一日 鐵銅工作物築造届ヲ大阪府知事ニ提出セリ
- 十九日 監査役鍋島直明死亡セリ
- 三十日 監査役鍋島直明死亡ニ付大阪區裁判所ニ於テ之ガ登記ヲ了セリ
前記監査役死亡届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 三十日 監査役阪上重信辭任セリ
- 十二月二日 監査役鍋島直明死亡ニ付東京區裁判所ニ於テ之ガ登記ヲ了セリ
- 十日 監査役阪上重信辭任シタルニ付大阪區裁判所ニ於テ之ガ登記ヲ了セリ
- 十三日 前記監査役ノ辭任ノ登記ヲ東京區裁判所ニ於テ了セリ
- 十五日 前記監査役ノ辭任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ
- 二十日 第二十一期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ

開催セリ

定款ノ一部ヲ變更セリ

監査役佐野政清任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレ新ニ二宮貞、菊池辰雄監査役ニ選任セラレタリ

十二月二十二日

定款變更認可申請書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二十三日

監査役菊池辰雄、同佐野政清及同二宮貞ノ就任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二十七日

前記監査役三名ノ就任ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

昭和十三年

一月八日

前記監査役三名ノ就任ノ登記ヲ東京區裁判所ニ於テ了セリ

二月十日

定款所定ノ公告新聞變更ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

十五日

前記公告新聞變更ノ登記ヲ東京區裁判所ニ於テ了セリ

三月十七日

東京支店所在地稱呼變更ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

三月十二日

前記支店所在地稱呼變更ノ登記ヲ東京區裁判所ニ於テ了セリ

三十日

前記支店所在地稱呼變更届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

四月二日

琴平參宮電鐵株式會社擔保附社債ニ關スル社債權者集會代表者ノ爲シタル決定届ヲ大藏大臣ニ提出セリ

五日

前記決定ノ執行届ヲ大藏大臣ニ提出セリ

十五日

株式會社丸物擔保附社債ニ對スル追加擔保契約締結届ヲ大藏大臣ニ提出セリ

六月十七日

長崎電氣軌道株式會社第五回物上擔保附社債信託契約一部變更ニ付之ガ變更届ヲ大藏大臣ニ提出セリ

二十日

第二十二期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ開催セリ

取締役志波鷹治、同門脇正、同八馬兼介任期滿了ニ付改選シタル處再選セラレタリ

ラレタリ

會社ヲ代表スベキ取締役ニ取締役志波鷹治、同門脇正ヲ選任セリ

六月二十二日 取締役志波鷹治、同門脇正、同八馬兼介並ニ會社ヲ代表スベキ取締役志波鷹

治、同門脇正ノ就任届ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

二十七日 前記取締役三名並ニ會社ヲ代表スベキ取締役二名ノ就任ノ登記ヲ大阪區裁判

所ニ於テ了セリ

七月五日 前記取締役三名並ニ會社ヲ代表スベキ取締役二名ノ就任ノ登記ヲ東京區裁判

所ニ於テ了セリ

十五日 第二十二期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ提出セリ

八月二十六日 壽重工業株式會社(元株式會社)壽製作所第一回物上擔保附社債ニ關スル信託事

務終了届ヲ大藏大臣ニ提出セリ

十月三十一日 本店ヲ大阪市東區今橋參丁目五番地ニ移轉シタル旨大阪府知事經由大藏大臣

ニ届出デタリ

右移轉ノ登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

十月三十一日 本月ニ於テ當會社ノ信託財産ハ二億圓ヲ突破セリ

十一月四日 前記移轉ノ登記ヲ東京區裁判所ニ於テ了セリ

十二月十五日 經濟戰強調貯蓄報國週間ニ付營業時間ヲ午後四時三十分迄延長信託引受ノ事

務ヲ取扱ヘリ

十九日 相談役藤山雷太死亡セリ

二十日 第二十三期定時株主總會ヲ大阪市北區堂島濱通二丁目大阪商工會議所ニ於テ

開催セリ

取締役森平兵衛、同寺田甚吉、同豊田利三郎任期滿了ニ付改選シタル所再

選セラレタリ

二十四日 取締役森平兵衛、同寺田甚吉、同豊田利三郎重任ノ旨大阪府知事經由大藏大

臣ニ届出デタリ

十二月二十六日 前記取締役三名ノ重任登記ヲ大阪區裁判所ニ於テ了セリ

昭和十四年

一月六日 第二十三期業務報告書ヲ大阪府知事經由大藏大臣ニ届出デタリ